

8B-1 No.30

年少労働資料28号

青少年労働の現状

— 1969年 —

労働省婦人少年局

正 誤 表

頁	個 所	誤	正
10	上から1行目	(学生・生徒)	(学生・生徒)
12	上から4行目	85.5%	85.3%
ㄗ	第3図43年雇者の割合	85.5	85.3
21	上から5行目	0.1ポイント	0.2ポイント
ㄗ	第13表42年就職率	58.8	58.7
28	下から10行目	では0.1人	では保合い
29	第9図中卒計42年	12.8	12.7
30	第25表高卒者42年		
	男	10.3	12.1
		13.9	12.4
		14.9	14.2
		27.3	21.4
	女	6.4	7.2
		8.1	11.1
		13.5	12.0
		17.3	20.7
41	下から8行目	万3万	3万
43	上から5行目	3.8%	2.0%
46	第39表		
	製造業の住込者女	907	904
	卸売業・小売業の住込者総数	12,990人	12,960
52	3. 離転職と非行化 の2行目	11.0%	10.6%
62	第52表	(b)のうち違反のあった	(a)のうち違反のあった
	表頭左から2欄目	事業場(a)	事業場(b)
67	下から2行目	人口5万人	人口3万人

は し が き

わが国経済の高度成長の中で、若年労働力不足の現象はますます深刻な様相をみせ、それに応じて賃金の上昇、労働時間の短縮等労働条件の改善がもたらされ、福祉に関する諸種の施策もすすめられた。

一方、若年労働力の売手市場化等に伴う安易な離転職の増加、青少年労働者の都市集中傾向、高卒就労者のブルーカラー職種への進出および非行少年中に占める青少年労働者の割合が依然として高いこと等、青少年労働者をめぐる諸問題はますます多様化している。

婦人少年局では、従来年次ごとに、労働省および関係諸機関の各種資料にもとづいて、「青少年労働の現状」を刊行してきたが、青少年労働問題の多様化にかんがみ、特に青少年労働者の意識についても社会一般の関心が高まってきているので、今回その問題も含めて、20歳未満の青少年労働者に関する昭和43年の状況をとりまとめた。

関係各位の御参考に供する次第である。

昭和45年3月

労働省婦人少年局長

高 橋 展 子

目 次

はしがき

I 概 要	7
II 就労状況	8
1 労働力人口	8
2 就業者	8
III 雇用者の状況	12
1 概 要	12
2 労働基準法適用事業場に働く年少者	14
3 新規学卒者の入職状況	15
(1) 中学校卒業者の就職状況	16
イ 卒業者の進路	16
ロ 職業紹介状況	18
(イ) 産業別職業紹介状況	18
(ロ) 規模別職業紹介状況	19
(ハ) 地域別職業紹介状況	20
(2) 高等学校卒業者の就職状況	21
イ 卒業者の進路	21
ロ 職業紹介状況	23
(イ) 産業別職業紹介状況	23
(ロ) 規模別職業紹介状況	24
(ハ) 地域別職業紹介状況	25
4 離転職状況	25
(1) 若年層の離転職状況	25
(2) 新規学卒者の離職状況	28

Ⅳ 技能労働者の状況	32
1 概 要	32
2 公共職業訓練	33
3 事業内職業訓練	34
(1) 実施事業所の状況	35
(2) 訓練生の状況	35
Ⅴ 労働条件	38
1 初任給	38
2 賃 金	40
3 労働時間、休日	43
(1) 労働時間	43
(2) 休 日	43
4 住込労働者	46
Ⅵ 青少年労働者の非行	47
1 犯 罪	47
2 家 出	49
3 離転職と非行化	52
Ⅶ 青少年労働者の意識	54
1 社会に関する意識	54
2 職業に関する意識	56
3 生活に関する意識	58
Ⅷ 青少年労働者の保護と福祉	62
1 労働基準法に基づく監督指導の実施	62
2 年少労働者福祉員の活動	63
3 産業カウンセリング制度	64
4 青少年労働者の余暇活動の振興	65
(1) 余暇の現状	65

(2) 勤労青少年ホーム	67
(3) 勤労青少年のための福祉施設の開放促進	69
(4) 年少労働者の集団活動団体ほう賞	70
(5) 働く青少年の福祉運動	70
5 年少労働者の職業生活設計啓発事業	71
6 職場適応対策	72
(1) 年少就職者相談室	72
(2) 働く青少年手帳	72

統計表目次

第1表	労働力人口	8
2	青少年（15～19歳）の就業状態	9
3	年少労働者の産業別分布	15
4	年少労働者の事業場規模別分布	15
5	中卒者の就職状況の推移	17
6	中卒者の産業別就職状況の推移	17
7	中卒者の職業別就職状況の推移	18
8	中卒者の県外就職率	18
9	中卒者の職業紹介状況の推移	19
10	中卒者の産業別職業紹介状況	19
11	中卒者の規模別職業紹介状況	20
12	中卒者の地域別求人倍率	20
13	高卒者の就職状況の推移	21
14	高卒者の産業別就職状況の推移	22
15	高卒者の職業別就職状況の推移	22
16	高卒者の県外就職率	22
17	高卒者の職業紹介状況の推移	23
18	高卒者の産業別職業紹介状況	24
19	高卒者の規模別職業紹介状況	24
20	高卒者の地域別求人倍率	25
21	年齢階級別産業間移動状況	27
22	年齢階級別職業間移動状況	27
23	青少年の退職理由	28
24	新規学卒者の産業別および学歴別離職状況	29
25	新規学卒者の規模および学歴別離職状況	30
26	認定職業訓練実施事業所の規模別状況	35
27	事業所規模別訓練形態別訓練生の構成比	35
28	学歴別性別初任給	39
29	初任給の産業別格差	39
30	規模別初任給	40
31	初任給の地域別格差	41

32	青少年労働者の産業別男女別平均賃金および格差	42
33	青少年労働者の規模別男女別平均賃金	42
34	産業別週所定労働時間別事業所数の割合	43
35	規模別週所定労働時間別事業所数の割合	44
36	産業別週休制の実施方法別事業所数の割合	44
37	規模別週休制の実施方法別事業所数の割合	45
38	週休以外の年間休日日数別事業所数の割合	45
39	性別および産業別年少者の住込率	46
40	一般刑法犯少年総数（触法少年を含む）の学職別人口比の推移	48
41	有職少年の家出の原因動機ベストテン	50
42	家出に伴い離職した事業所の規模別構成比	51
43	有職少年の家出の回数	52
44	非行勤労青少年の転職	52
45	青少年労働者の関心事	54
46	青少年の仕事への興味の有無	57
47	青少年の職場での悩み	58
48	青少年のこれからの職業生活の考え方	58
49	青少年の仕事と余暇の考え方	59
50	青少年の現在の生活態度	59
51	青少年の将来の生活目標	60
52	定期監督実施状況	62
53	産業別労働災害発生件数の推移	63
54	学校・おけいこごとをしている青少年	66
55	半年間に旅行・ハイキングをした青少年	66
56	青少年の余暇の過ごし方についての意識	67
57	手軽に利用できる余暇活動の場所	68

図 表 目 次

第1図	青少年労働力人口（15～19歳）の総労働力人口に占める割合	9
2	青少年就業者（15～19歳）の産業別構成比の推移	10
3	青少年就業者（15～19歳）の従業上の地位別構成比の推移	12
4	青少年労働者（15～19歳）の産業別分布	13
5	青少年労働者（15～19歳）の事業所規模別分布	13
6	労働基準法適用事業場に働く年少労働者の推移	14
7	新規学卒者の求人倍率の推移	16
8	年齢階級別離職率	26
9	新規学卒者の学歴別離職状況	29
10	新規学卒者の職業別離職状況	31
11	技能労働者の不足数不足率の推移	32
12	認定職業訓練実施事業所の産業別状況	34
13	認定職業訓練生の産業別構成比	36
14	認定職業訓練生の職種別構成比	37
15	認定職業訓練生の年齢構成	37
16	学歴別初任給の上昇指数	38
17	刑法犯少年の推移	47
18	一般刑法犯少年（触法少年を含む）の学職別割合の推移	48
19	有職少年の一般刑法犯総数の罪種別構成	49
20	家出少年の学職別割合	50
21	有職家出少年の職業別構成比	51
22	非行勤労青少年の転職による職種の変化	53
23	青少年の権利と自由に関する意識	55
24	青少年の法律に関する意識	55

附 表

・勤労青少年ホーム一覧	73
-------------	----

I 概 要

15歳以上20歳未満の青少年労働力人口は、青少年人口の減少、進学率の上昇等によって、近時、減少しており、昭和43年においても、大幅に減少した。

青少年就業者数は388万人と、前年より53万人の減少となった。

青少年就業者の従業上の地位をみると、雇用労働者は就業者の85.3%を占め、その割合は年々増加している。その反面、家族従業者の割合は減少している。

新規学卒労働力の需給関係も、ひきつづき供給不足の様相を呈しており、43年における求人倍率（求職申込数に対する求人数の割合）は、中卒、高卒とも、4.4倍と、前年を大幅にうわまわった。

新規学卒労働力の供給は、昭和40年を境に高卒者が中卒者をうわまわったが、43年には、さらに高卒者の比重が増し、高卒と中卒との割合は7:3となった。また、中卒者の減少に伴い、高卒者ブルーカラー化が進んだことも注目に値する。

新規学卒者の産業別就職状況については、製造業、卸売業・小売業、サービス業等の第2次、第3次産業への集中という例年の傾向がみられる。

また、県外就職者は、前年と同じく全就職者の約3割にあたるが、これら県外就職者の多くは、都会地もしくは大工業地帯に就職しており、43年においても青少年労働力の都市集中化がめだっている。

一方、賃金は著しい上昇をみせた。まず、初任給(中位数)についてみると、中卒が1万7,722円、高卒が2万1,049円で、各々、前年より、14.2%、13.2%うわまわっている。また、20歳未満の賃金(定期給与、平均)についてみても、18歳未満では2万円、18歳以上20歳未満では、2万4,700円で、各々前年より22.0%、19.9%うわまわっている。

Ⅱ 就 労 状 況

1 労働力人口

昭和43年における20歳未満の青少年人口総数は、1,057万人で、前年より61万人減少している。そのうち、青少年労働力人口は396万人で、前年より27万人減少した。

しかし、青少年労働力人口の青少年人口に対する割合は、37.5%で、前年の37.8%と、ほぼ同じである（第1表）。

第1表 労働力人口 (単位万人)

年次	人口 年齢	人 口	労働力人口			非労働力人口
			計 (労働力率)	就 業 者	完全失業者	
39年	15歳以上	7,122	4,710 (66.1)	4,673	37	2,408
	15～19歳	1,022	382 (37.4)	377	5	641
40年	15歳以上	7,287	4,787 (65.7)	4,748	39	2,497
	15～19歳	1,086	392 (36.1)	386	6	695
41年	15歳以上	7,432	4,891 (65.8)	4,847	44	2,537
	15～19歳	1,148	436 (38.0)	430	6	713
42年	15歳以上	7,557	4,983 (65.9)	4,920	63	2,570
	15～19歳	1,118	423 (37.8)	441	※10	695
43年	15歳以上	7,678	5,061 (65.9)	5,002	59	2,609
	15～19歳	1,057	396 (37.5)	388	8	659

資料出所 総理府「労働力調査」 (注) 41年以前は旧数値、42年以降は新数値。但し※印に補正前数値。以下「労働力調査」では同じ。

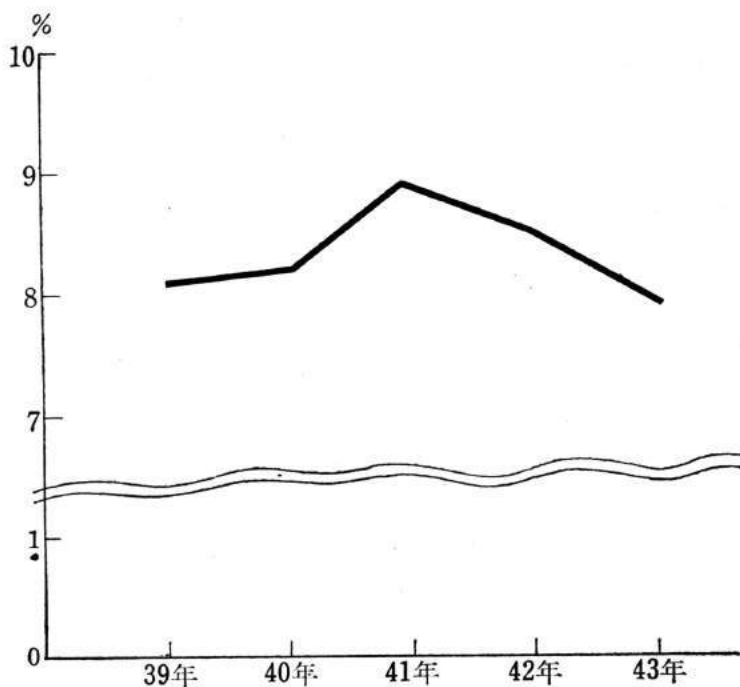
また、全労働力人口に占める20歳未満の労働力人口の割合は、7.8%で、前年より0.7ポイント低下した（第1図）。

2 就 業 者

青少年就業者は388万人である。

青少年の就業状態をみると、有業者は36.8%で青少年人口の3分の1をやや

第1図 青少年労働力人口（15～19歳）の総労働力人口に占める割合



資料出所 総理府「労働力調査」

第2表 青少年（15～19歳）の就業状態 (%)

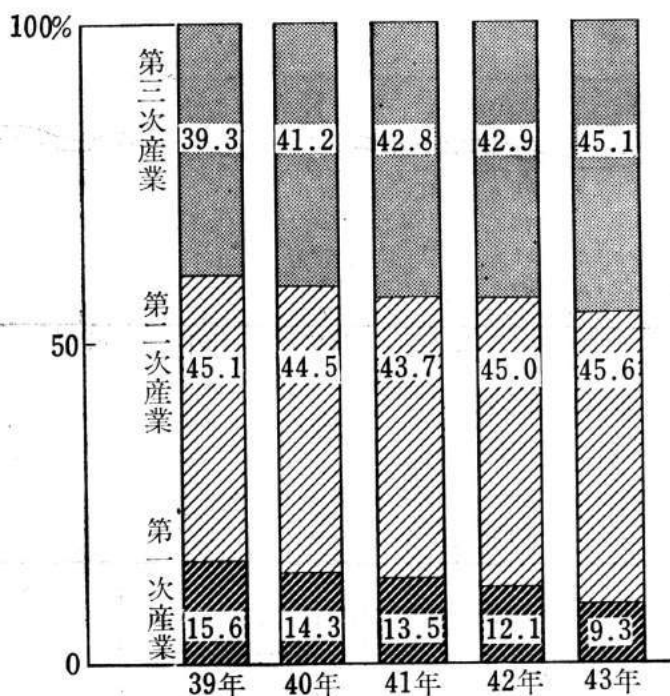
性 別		計	男	女
就業状態				
計		100.0	100.0	100.0
有 業 者		36.8	35.7	38.1
無 業 者	小 計	63.2	64.3	61.9
	家事をしている者	1.8	0.3	3.3
	通学している者	59.0	61.3	56.6
	そ の 他	2.4	2.7	2.0

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

上まわる程度である。無業者のうちの「通学をしている者（学生・生徒）」は、59.0%で、青少年人口の半数をこえている（第2表）。

就業している産業をみると、第2次産業が最も多く、45.6%、ついで第3次産業45.1%、第1次産業9.3%の順となっている。最近5カ年間の推移をみると、第1次産業に就労する者の割合は次第に低下し、それにひきかえ、第3次産業に就労する者の割合は増加している（第2図）。全就業者においても、第1次産業に就労する者の割合は、年々低下している（39年24.3%、41年21.3%、

第2図 青少年就業者（15～19歳）の産業別構成比の推移



資料出所 総理府「労働力調査」

（注）第1表に同じ、但し42年は補正前数値を用いた。

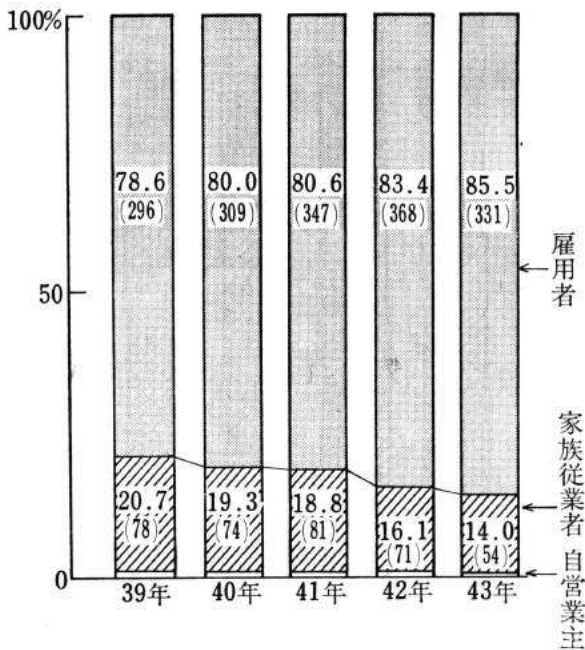
43年19.6%)が、青少年就業者は、全就業者に比べ、第2次産業に就労する者の割合が高く(青少年45.6%, 全就業者34.1%), 第1次産業に就労する者の割合が低い(青少年9.3%, 全就業者19.6%)。

Ⅲ 雇用者の状況

1 概 要

青少年就業者の従業上地位別構成をみると、雇用労働者が331万人で、青少年就業者の85.5%を占めている。全就業者における雇用者の割合は、62.9%で青少年就業者の方が高い。最近5カ年間の推移をみると、自営業主、家族従業者の割合は、年々低下し、雇用者の割合は年々増加している（第3図）。

第3図 青少年就業者（15～19歳）の従業上の地位別構成比の推移



資料出所 総理府「労働力調査」

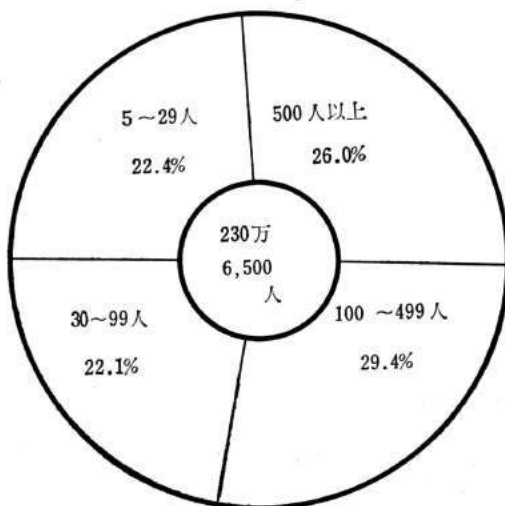
(注) () 内は万人

第4図 青少年労働者（15～19歳）の産業別分布



資料出所 労働省「雇用動向調査」

第5図 青少年労働者（15～19歳）の事業所規模別分布



資料出所 労働省「雇用動向調査」

青少年労働者の就業状況を産業別にみると、製造業には、青少年労働者の60.6%にあたる139万8,000人が就労しており、中でも繊維工業に28万5,000人(12.4%)、電気機械器具製造業に21万人(9.1%)就労している。その他の産業では、卸売業・小売業に、青少年労働者の23.7%にあたる54万7,000人が就労している(第4図)。

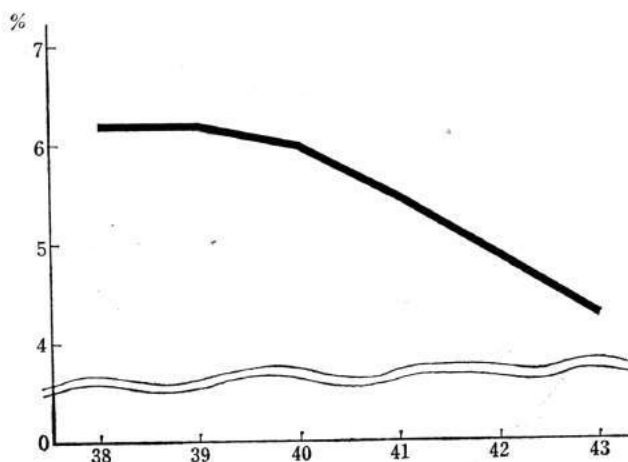
また、昭和43年における青少年労働者の事業所規模別構成は第5図のとおりである。

2 労働基準法適用事業場に働く年少者

労働基準法の適用を受ける事業場数は、昭和43年4月1日現在、253万9,000(前年239万2,000)で、前年に比べ、6.1%の増加となっている。これらの事業場に雇用される労働者は、3,024万4,000人(前年2,889万5,000人)で、前年に比べ、4.7%の増加となっている。

18歳未満の年少者は、130万6,000人で、前年より、11万5,000人減少してい

第6図 労働基準法適用事業場に働く年少労働者の推移



資料出所 労働省「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

る。進学率の上昇に伴い、全労働者中に占める年少労働者の割合は逐年減少しており、43年も4.3%と、前年より0.6ポイント減少している（第6図）。

年少労働者の産業別、規模別分布は、次のとおりである（第3表、第4表）。

第3表 年少労働者の産業別分布

産 業	年 少 労 働 者 数	比 率
製 造 業	822,924人	63.0%
織 機 械 器 具	202,195	15.5
そ の 他	240,752	18.4
商 業	379,977	29.1
そ の 他	297,673	22.8
計	185,202	14.2
計	1305,799	100.0

資料出所 労働省「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

第4表 年少労働者の事業場規模別分布

規 模	年 少 労 働 者 数	比 率
300人以上	334,269人	25.6%
100～299人	208,872	16.0
50～99人	144,419	11.0
30～49人	125,862	9.6
10～29人	227,395	17.4
1～9人	264,982	20.3
計	1305,799	100.0

資料出所 労働省「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

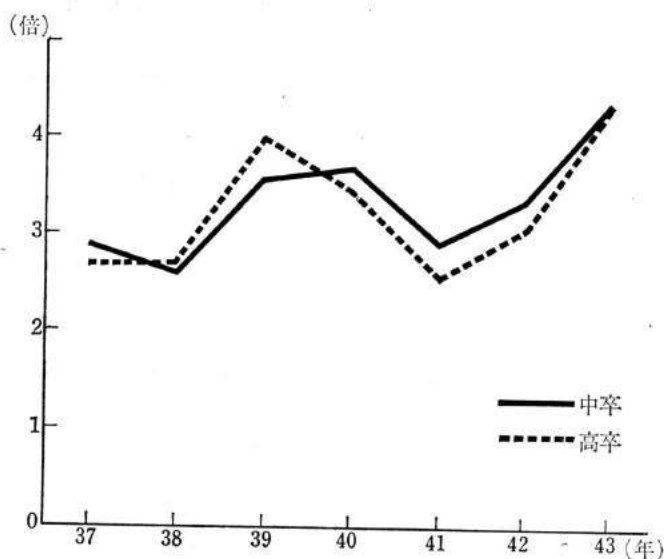
3 新規学卒者の入職状況

概 要

新規学卒者に対する求人数の推移をみると、昭和32年当時においては中卒者68万人、高卒者49万人であったがその後年々増大し、43年は中卒者123万人、高卒者367万人に達している。一方、求職者は、中卒28万1,000人で前年より3万5,000人減少し、高卒は82万7,000人で前年より1万5,000人減少しており、

求人倍率は中卒者、高卒者ともに4.4倍となった（第7図）。

第7図 新規学卒者の求人倍率の推移



資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

文部省の学校基本調査によると、43年の就職者は、中卒38万6,000人で前年より6万人減少し、高卒は94万3,000人で2,000人増加しており、高卒者の占める割合は、年々高まっている。

これら新規学卒者の産業別就職状況は、製造業への就職者が多く、企業規模別には、中卒、高卒とも100～499人規模への就職が多い。地域別には南関東、京阪神、東海の3地区に集中している。

(1) 中学校卒業者の就職状況

イ 卒業者の進路

昭和43年3月中学校卒業者184万7,000人のうち、就職者は38万6,000人で前年より、約6万人の減少、就職率も20.9%と、前年より2.0ポイント減となっている。このうち就職進学者は6万3,000人で、前年より約1,000人の減少とな

っている（第5表）。

第5表 中卒者の就職状況の推移

年 次	卒 業 者 数	就職者数（就職進学者数）	就 職 率
昭和39年3月	2,427千人	698千人 (74) 千人	28.8%
40	2,360	625 (76)	26.5
41	2,134	522 (68)	24.5
42	1,947	446 (64)	22.9
43	1,847	386 (63)	20.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

（注）就職者の中には、就職進学者も含む。

産業別就職状況については、前年同様製造業へ就職した者が最も多く、56.6%で、男女別にみると男子52.0%、女子61.5%である（第6表）。

第6表 中卒者の産業別就職状況の推移 (%)

産 業	39年	40年	41年	42年	43 年		
					計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製 造 業	61.7	62.0	56.6	58.2	56.6	52.0	61.5
サ ー ビ ス 業	11.6	11.6	15.0	13.9	13.1	7.3	19.3
卸売業・小売業	8.4	8.0	8.0	7.8	7.0	6.5	7.6
農 林 業	7.2	6.1	6.1	5.4	5.6	7.0	4.1
建 設 業	3.6	4.2	6.5	6.9	8.3	15.9	0.2
そ の 他	7.5	8.1	7.8	7.8	9.4	11.3	7.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

さらに職業別就職状況をみると、技能工・生産工程作業者が最も多く、65.7%を占め、前年より2.4ポイント上昇している。男女別にみると、男子70.3%、女子61.0%で、男子の技能工・生産工程作業者の割合が著しく高いのが目立っている（第7表）。

県外就職者の状況をみると、43年の県外就職率（全就職者のうち、出身学校が所在する都道府県以外の地域に就職した者の占める割合）は、32.3%で前年より0.8ポイント高くなっている。男女別では、男子29.6%、女子35.3%で、女子の方が県外就職率が高い（第8表）。

第7表 中卒者の職業別就職状況の推移

(%)

職 業	39年	40年	41年	42年	43 年		
					計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事務従事者	1.9	1.8	1.4	1.4	1.2	0.3	2.2
販売従事者	7.6	7.0	6.7	6.4	5.6	4.9	6.3
農林・漁業作業者	8.4	7.3	7.5	6.8	6.9	9.2	4.3
運輸通信従事者	2.5	2.8	2.9	2.5	2.3	2.5	2.1
技能工・生産工程 業者	63.6	63.9	61.0	63.3	65.7	70.3	61.0
単純労働者	2.7	3.3	3.5	2.9	2.6	3.1	2.1
サービス職業従事者	9.6	10.2	13.6	12.6	11.7	6.2	17.5
その他	3.7	3.7	3.4	4.1	4.0	3.3	4.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

第8表 中卒者の県外就職率

(%)

性 別	39 年	40 年	41 年	42 年	43 年
計	33.1	33.3	31.8	31.5	32.3
男	—	—	28.9	28.6	29.6
女	—	—	34.7	34.6	35.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

都道府県別に県外就職率をみると、鹿児島が例年同様最も高く78.3%，ついで宮崎62.7%，島根61.3%，高知60.9%，長崎59.6%等，九州，山陰，四国の地域が高い。これら県外就職先は，前年と同様，東京23.8%，大阪17.8%，愛知16.8%，神奈川8.6%等の京浜，京阪神，東海の各工業地帯が多い。

ロ 職業紹介状況

新規中卒者の職業安定機関扱いによる求職申込件数は，28万1,000件で，前年より10.9%減少した。一方，求人数は，123万3,000人で，13.3%と著しく増加した。その結果，求人倍率は，4.4倍で，前年の3.4倍を大幅に上回り，このため，充足率は21.0%と前年より更に5.7ポイント低くなった（第9表）。

(イ) 産業別職業紹介状況

産業別に43年度の求人および就職の状況をみると，いずれも製造業が最も多く，求人数は96万5,000人で78.3%，就職者数は18万8,000人で72.5%と，それ

第9表 中卒者の職業紹介状況の推移

年 次	①求職申込 件	② 求 人 数	③ 就職件数	求人倍率 (②/①)	就 職 率 (③/①)	充 足 率 (③/②)
	千件	千件	千件	倍	%	%
昭和39年3月	478	1,714	433	3.6	90.5	25.3
40	448	1,668	413	3.7	92.1	24.7
41	361	1,033	328	2.9	90.9	31.8
42	316	1,088	290	3.4	92.0	26.7
43	281	1,233	259	4.4	92.2	21.0

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

ぞれ総数の3分の2以上を占めている。ついで求人では卸売業・小売業、サービス業が続き、就職では、サービス業、卸売業・小売業の順になっており、これらの産業ではいずれも前年に比し充足率は低下しているが、就職者の1割以上を占めるサービス業は、電気・ガス・水道業、公務に次いで比較的に充足率が高い(第10表)。

第10表 中卒者の産業別職業紹介状況 (%)

産 業	求 人		就 職		充 足 率	
	42年	43年	42年	43年	42年	43年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	26.7	21.0
農 林・水 産 業	0.2	0.1	0.1	0.2	23.1	29.4
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	35.8	25.0
建 設 業	4.0	4.5	4.9	5.5	33.0	25.9
製 造 業	77.5	78.3	72.7	72.5	25.0	19.5
卸売業・小売業	7.9	7.5	8.2	7.5	27.7	21.1
金融保険不動産業	0.1	0.2	0.1	0.1	35.1	21.2
運 輸 通 信 業	2.7	2.4	3.3	3.0	32.9	25.8
電気・ガス・水道業	0.2	0.2	0.4	0.5	45.0	59.1
サ ー ビ ス 業	7.3	6.8	10.0	10.6	36.6	32.8
公 務	0.1	0.0	0.1	0.1	38.9	45.5

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

(四) 規模別職業紹介状況

求人および就職者の状況を事業所規模別にみると、求人は、前年同様、100～499人規模が最も多く、27.7%を占め、30～99人規模、29人以下規模が続いて

いる。

これに対する就職者の状況は、求人同様100～499人規模が25.7%で最も高く、29人以下規模、1,000人以上規模が続いている。

充足率は、500人規模以上の大企業が高く、30～99人規模が最も低い（第11表）。

第11表 中卒者の規模別職業紹介状況 (％)

規 模	求 人		就 職		充 足 率	
	42年	43年	42年	43年	42年	43年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	26.7	21.0
1,000人以上	14.5	14.9	20.8	21.6	38.3	30.6
500～999人	9.5	10.4	12.3	13.5	34.3	27.3
100～499人	27.1	27.7	26.6	25.7	26.2	19.5
30～99人	23.9	23.7	17.8	16.8	19.1	14.9
29人以下	25.0	23.3	22.5	22.4	24.1	20.2

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

(ハ) 地域別職業紹介状況

新規中卒者に対する需要は、大工業地帯ほど高く、例年京浜、東海、京阪神の3地域では求人倍率が非常に高いが、43年においては京浜15.9倍（前年11.0倍）、京阪神9.3倍（前年6.9倍）、東海9.2倍（前年7.3倍）と前年より更に高くなっている。また、南九州、山陰、四国、東北等の労働力供給地は本年度も低

第12表 中卒者の地域別求人倍率 (倍)

地 域	42年	43年	地 域	42年	43年
計	3.4	4.4	東 海	7.3	9.2
北 海 道	1.4	1.5	近 畿	3.2	4.3
東 北	1.1	1.4	京 阪 神	6.9	9.3
北 関 東	2.3	3.0	山 陰	1.0	1.2
南 関 東	4.1	5.3	山 陽	3.3	4.9
京 浜	11.0	15.9	四 国	1.1	1.4
北 陸	2.5	2.9	北 九 州	1.2	1.6
東 山	2.7	3.4	南 九 州	0.6	0.8

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」（注）地域区分は25頁参照

率ながら前年度よりは倍率が上る傾向を示している（第12表）。

(2) 高等学校卒業者の就職状況

イ 卒業者の進路

昭和43年3月高等学校卒業者は160万1,000人,そのうち就職者は,94万3,000人で,前年より約2,000人の増加,就職率は58.9%で,前年より0.1ポイント増であった。このうち就職進学者は1万3,600人で前年より約1,500人増となっている（第13表）。

第13表 高卒者の就職状況の推移

年 次	卒 業 者 数	就 職 者 数	就 職 率
昭和39年3月	872千人	557千人	63.9%
40	1,160	700	60.4
41	1,557	903	58.0
42	1,603	941	58.8
43	1,601	943	58.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

産業別就職状況をみると,製造業が最も多く35.5%,卸売業・小売業が27.9%でこれに続いている。男女別にみると,男子では,製造業が卸売業・小売業をはるかにうわまわっているが,女子では卸売業・小売業が35.8%で,製造業を越えている（第14表）。

就職者の入職状況を職業別にみると,事務従事者が34.5%で最も多く,技能工・生産工程作業者が28.8%である。男女別でみると,男子では,技能工・生産工程作業者が44.9%で最も多く,販売従事者,事務従事者が続いている。女子では,事務従事者が最も多く,54.3%,以下,販売従事者,技能工・生産工程作業者となっている。前年に比べ,男女共,技能工・生産工程作業者の割合が高く,男子では3.4ポイント,女子では1.8ポイント高まった。ここ数年,事務従事者の割合は低下し,技能工・生産工程作業者の割合の増大傾向がみられる（第15表）。

次に県外就職率をみると,29.5%で,前年より1.3ポイント増加した。性別

では、男子36.2%，女子23.0%で、男子の方が高くなっている（第16表）。

第14表 高卒者の産業別就職状況の推移 (%)

産 業	39年	40年	41年	42年	43年		
					計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製 造 業	36.2	36.5	33.4	36.3	35.5	42.0	29.2
サービス業	6.4	6.7	8.9	8.3	8.0	4.8	11.0
卸売業・小売業	23.8	24.0	27.0	26.9	27.9	19.8	35.8
農 林 業	3.2	3.2	3.7	4.4	4.0	6.5	1.7
金融・保険業	9.8	9.0	7.0	5.9	6.1	2.3	9.9
運輸通信業	6.9	7.4	6.0	5.4	4.8	6.2	3.4
公 務	6.4	6.1	6.2	5.4	5.0	7.1	3.0
そ の 他	7.3	7.1	7.8	7.4	8.7	11.3	6.0

資料出所 文部省「学校基本調査」

第15表 高卒者の職業別就職状況の推移 (%)

職 業	39年	40年	41年	42年	43年		
					計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業従事者	3.7	3.4	2.6	2.0	2.1	1.9	2.2
事 務 従 事 者	42.2	40.7	38.3	35.6	34.5	14.2	54.3
販 売 従 事 者	16.7	16.4	19.3	19.5	19.3	18.1	20.5
農林・漁業従事者	3.4	3.3	3.9	3.9	4.0	6.8	1.3
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	4.4	4.9	4.1	3.6	3.1	4.9	1.4
技能工・生産工程作業従事者	22.6	23.3	22.9	26.4	28.8	44.9	13.1
単 純 労 働 者	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9	1.2	0.6
サービス職業従事者	3.1	3.3	3.9	4.1	3.8	2.5	5.1
そ の 他	3.1	3.8	4.1	4.1	3.5	5.5	1.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

第16表 高卒者の県外就職率 (%)

性 別	39年	40年	41年	42年	43年
計	29.0	29.8	27.8	28.2	29.5
男	—	—	33.8	34.4	36.2
女	—	—	21.9	22.2	23.0

資料出所 文部省「学校基本調査」

都道府県別に県外就職率をみると、鹿児島が最も高く68.8%、以下、島根66.9%、奈良60.7%、宮崎52.7%が続いている。受入地としては、東京37.0%、大阪20.2%、神奈川9.2%、愛知8.3%に集中しており、中卒者と比較して特に東京への集中が高い。

ロ 職業紹介状況

新規高卒者の職業安定機関扱い及び職業安定法第25条の3、第33条の2の学校扱いによる求職申込件数は、82万7,000件で、42年をピークに10.9%の減少をみせた。これに対し、求人数は367万人と前年に比べ、109万9,000人増加し、その結果、求人倍率は4.4倍と前年の3.1倍を大幅に上回り、充足率は20.1%で、前年より、更に、8.3ポイント下回った（第17表）。

第17表 高卒者の職業紹介状況の推移

年次		① 求職申込 件数	② 求人数	③ 就職件数	求人倍率 (②/①)	就職率 (③/①)	充足率 (③/②)	
		千件	千件	千件	倍	%	%	
高卒者	全数	39年3月	499	1,991	431	4.0	86.4	21.7
		40	632	2,212	551	3.5	87.3	24.9
		41	818	2,107	717	2.6	87.6	34.0
		42	842	2,571	730	3.1	86.7	28.4
		43	827	3,670	736	4.4	89.1	20.1
職業安定機関扱い		39年3月	306	1,088	264	3.6	86.4	24.3
		40	382	1,127	331	3.0	86.9	29.4
		41	498	978	426	2.0	85.5	43.6
		42	482	1,148	419	2.4	87.0	36.5
		43	472	1,531	423	3.2	89.7	27.7

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

(イ) 産業別職業紹介状況

産業別に求人数をみると、製造業が全体の56.5%で最高の割合を占め、以下卸売業・小売業24.8%、サービス業5.6%等の順となっている。

これに対する就職の状況は、求人の場合と同様に製造業が全体の42.6%で最も高く、卸売業・小売業29.8%、金融・保険・不動産業8.5%がこれに続いている。

これを前年に比べると、求人では製造業が5.7ポイント上昇し、就職では、サービス業が1.1ポイント、卸売業・小売業が1.0ポイント高まった。

充足率の最も低いのは、製造業で20.8%，以下、建設業、運輸通信業と続いている。充足率の対前年比では、農林・水産業が、22.7ポイント、公務が25.4ポイント増加した以外は、充足率の低下をみた（第18表）。

第18表 高卒者の産業別職業紹介状況 (%)

産 業	求 人		就 職		充 足 率	
	42年	43年	42年	43年	42年	43年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	36.5	27.7
農 林・水 産 業	0.2	0.2	0.2	0.4	41.4	64.1
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	44.2	32.3
建 設 業	2.6	2.4	2.4	2.7	34.5	30.1
製 造 業	50.8	56.5	44.8	42.6	32.2	20.8
卸 売 業・小 売 業	28.1	24.8	28.8	29.8	37.4	33.2
金融・保険・不動産業	6.0	4.6	9.2	8.5	56.4	51.1
運 輸 通 信 業	4.3	3.9	4.9	4.4	41.4	31.3
電気・ガス・水道業	0.7	0.7	0.8	0.9	41.2	39.1
サ ー ビ ス 業	5.7	5.6	6.8	7.9	43.8	38.9
公 務	1.5	1.1	1.8	2.7	43.6	69.0

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

(四) 規模別職業紹介状況

事業所規模別に求人および就職の状況をみると、求人は中卒者の場合と同様

第19表 高卒者の規模別職業紹介状況 (%)

規 模	求 人		就 職		充 足 率	
	42年	43年	42年	43年	42年	43年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	36.5	27.7
1,000人以上	18.8	21.4	26.0	24.9	50.4	32.3
500～999人	12.3	12.5	13.3	14.6	39.4	32.2
100～499人	31.3	31.5	29.3	29.0	34.2	25.5
30～99人	23.7	22.6	19.0	19.2	29.2	23.5
29人以下	13.9	12.0	12.5	12.3	32.8	28.3

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

100～499人規模が31.5%で最高の割合を占め、以下30～99人規模、1,000人以上規模、500～999人規模の順となっている。また就職は100～499人規模が29.0%、1,000人以上規模が24.9%となっており、前年に比べ、500～999人規模が1.3ポイント増え、1,000人以上規模が1.1ポイント低下した(第19表)。

(ハ) 地域別職業紹介状況

地域別に求人倍率をみると、近畿が10.0倍、山陰が6.7倍、京阪神が6.2倍、東山が6.1倍で高く、北海道、東北、北陸、南関東がいずれも低い(第20表)。

第20表 高卒者の地域別求人倍率

(倍)

地 域	全 数		職 業 安 定 機 関 扱 い	
	42年	43年	42年	43年
計	3.1	4.4	2.4	3.2
北海道	1.0	1.3	0.8	0.9
東北	1.8	2.1	1.2	1.4
北関東	1.9	2.6	1.7	2.2
南関東	2.0	2.4	1.9	2.1
京 浜	2.5	3.4	2.4	3.1
北 陸	1.7	2.2	1.5	1.8
東 山	4.1	6.1	4.2	6.4
東 海	4.0	5.8	3.6	5.5
近 畿	6.7	10.0	8.4	14.6
京 阪 神	4.2	6.2	3.6	5.3
山 陰	4.7	6.7	2.0	3.6
山 陽	4.0	6.0	3.9	6.2
四 国	4.0	5.2	4.0	4.1
北 九 州	2.7	4.5	0.8	1.3
南 九 州	2.5	5.5	0.6	0.9

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の職業紹介状況」

(注) 地域区分は次のとおり

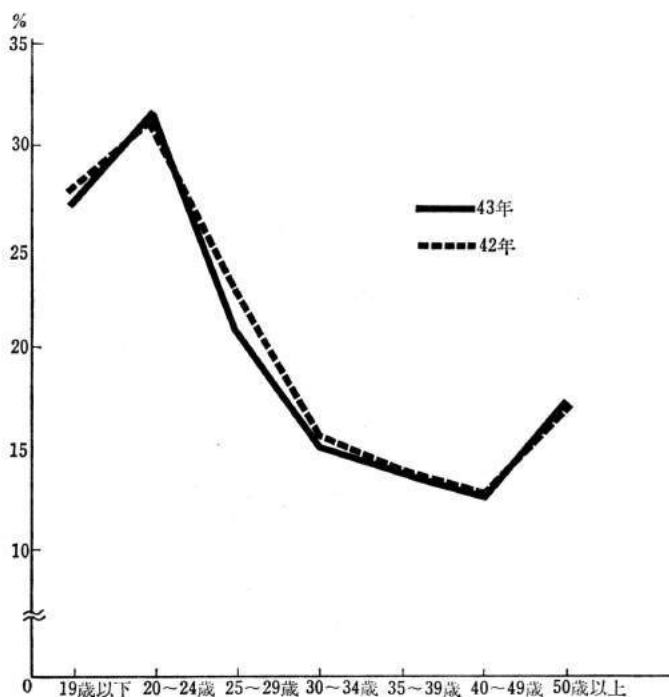
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)、北関東(茨城、栃木、群馬)、南関東(埼玉、千葉)、京浜(東京、神奈川)、北陸(新潟、富山、石川、福井)、東山(山梨、長野)、東海(岐阜、静岡、愛知、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、京阪神(京都、大阪、兵庫)、山陰(鳥取、島根)、山陽(岡山、広島、山口)、四国(徳島、香川、愛媛、高知)、北九州(福岡、佐賀、長崎)、南九州(熊本、大分、宮崎、鹿児島)

4 離転職状況

(1) 若年層の離転職状況

43年の労働移動の状況を労働省の雇用動向調査からみると、離職者数を期首（43年1月1日）在籍労働者数に対する割合（離職率）でみると、20.7%（対前年0.4ポイント減）で、労働移動は前年よりやや落ち着いた。年齢階級別にみると、若年層において労働移動は活発で、19歳以下での離職率は27.1%、20～24歳31.6%で、高年齢層に比べると平均離職率を大幅にうわまわっている（第8図）。

第8図 年齢階級別離職率



資料出所 労働省「雇用動向調査」

若年労働力の売手市場化を背景として、若年層の離職がひんぱんに起きていると言えよう。

産業間移動状況を年齢別にみると、同種産業間および異種産業間を移動した者の年齢別構成は、いずれの産業間移動の場合でも、20～34歳の占める割合が

最も多いが、異種産業間の移動においては、19歳以下の者の割合が20～34歳に次いでおり、35歳以上の中高年齢層の割合よりも高くなっている（第21表）。

第21表 年齢階級別産業間移動状況 (%)

前職 年齢 区分	第 二 次 産 業				第 三 次 産 業			
	総 数	19歳以下	20～34歳	35歳以上	総 数	19歳以下	20～34歳	35歳以上
調査産業計	100.0	19.9	52.7	27.3	100.0	17.3	65.1	17.6
第二次産業	100.0	19.3	49.7	30.9	100.0	21.1	59.4	19.4
第三次産業	100.0	21.8	62.5	15.8	100.0	15.3	68.2	16.6

資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) 前職が第一次産業であった者は省略した。

次に、職業間移動状況をみると、どの年齢層でもホワイトカラーからホワイトカラーへ、ブルカラーからブルーカラーへというように同種職業間を移動している者の割合が高いが、ホワイトカラーからブルーカラーへ、ブルーカラーからホワイトカラーへというように異種職業間を移動する者の割合は、若年層の方が高くなっている（第22表）。

第22表 年齢階級別職業間移動状況 (%)

前職→現職	年 齢 区 分	総 数	19歳以下	20～34歳	35歳以上
ホワイトカラー→ホワイトカラー		24.2	22.0	28.4	15.1
ホワイトカラー→ブルーカラー		8.3	10.6	8.5	5.8
ブルーカラー→ブルーカラー		54.3	51.8	49.9	68.1
ブルーカラー→ホワイトカラー		4.5	5.8	4.9	2.4

資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) (1)現職職業を100とした場合の数値である。

(2)ホワイトカラー職業とは、専門的・技術的・管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者。

ブルーカラー職業とは、採鉱・採石作業者、運輸通信従事者、技能工・生産工程作業者、単純労働者。

青少年の転職理由について、昭和43年10月、労働省婦人少年局の行なった調査によると、理由の第一位として、「仕事が自分に合わなかった」があげられており、以下「労働時間が長かった」「給料が安かった」が続いている（第23表）。

第23表 青少年の退職理由

(%)

退 職 理 由	計	中 卒	高 卒
離 職 し た 青 少 年	100.0	100.0	100.0
約束とちがった	11.4	10.1	16.5
労働時間が長い、残業が多かった	18.0	17.2	21.3
給料が安かった	17.7	20.5	6.3
職場の施設、福利施設が悪かった	7.6	7.2	9.4
上司、同僚とあわなかった	12.8	14.1	7.1
仕事が自分にあわなかった	30.0	29.7	31.5
昇進の見通しがなかった	5.0	5.6	2.4
会社（工場）が不振、又は倒産	4.2	4.7	2.4
今の勤め先に誘われた	8.2	7.6	11.0
そ の 他	24.6	23.4	29.1
不 明	0.2	0.2	0.0

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」

(注) 一人当たり2つ以上回答しているので、各項目の合計は100をこえる。

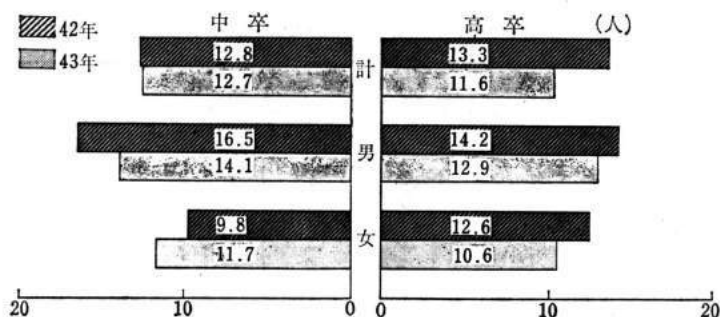
(2) 新規学卒者の離職状況

労働省の調査によると、昭和43年3月に中学校および高等学校を卒業し、就職した新規学卒者のうち、同年12月までの9カ月間に離職した者の割合は、中卒者100人について12.7人、高卒者11.6人となっている。前年にくらべ中卒者では0.1人、高卒者では1.7人低下し、前年とは反対に、高卒者より中卒者の離職の割合が高くなっている。

離職者の割合を性別にみると、中卒者、高卒者とも女子より男子が高い（第9図）。

主要産業別にみると、中卒者の場合は、卸売業・小売業に就職した者の離職の割合が20.1人で最も高く、ついで、運輸通信業、サービス業の順になっている。高卒者では、卸売業・小売業が12.7人、以下、製造業、運輸通信業が続いている。前年に比べると、高卒者のサービス業での離職が7.3人の大幅な低下をみた。これに対し、運輸通信業では離職の割合が、中卒者で8人、高卒者で3.3人上昇した（第24表）。

第9図 新規学卒者の学歴別離職状況



資料出所 労働省「雇用動向調査」

第24表 新規学卒者の産業別および学歴別離職状況 (人)

産 業	中 卒 者					
	42 年			43 年		
	計	男	女	計	男	女
計	12.7	16.5	9.8	12.7	14.1	11.7
製 造 業	11.5	14.5	9.2	11.6	14.0	9.8
卸 売 業・小 売 業	25.6	30.5	19.5	20.1	9.3	31.1
金融・保険・不動産業	※	※	※	※	※	※
運 輸 通 信 業	5.9	9.0	4.5	13.9	23.6	※
サ ー ビ ス 業	11.1	16.4	7.9	12.8	19.6	9.2

産 業	高 卒 者					
	42 年			43 年		
	計	男	女	計	男	女
計	13.3	14.2	12.6	11.6	12.9	10.6
製 造 業	14.9	16.3	13.2	12.1	13.6	10.4
卸 売 業・小 売 業	14.6	14.7	14.5	12.7	14.0	12.0
金融・保険・不動産業	3.5	5.7	2.8	3.5	※	3.6
運 輸 通 信 業	8.4	6.7	11.7	11.7	9.6	14.6
サ ー ビ ス 業	17.2	23.9	14.2	9.9	12.1	8.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) (1) 入職者100人に対する離職者の割合

(2) ※は数値が少ないため省略。

事業所の規模別にみると、小規模ほど離職する割合が高く、500人以上規模では8.7人（中卒8.4人、高卒9.8人）であるのに対し、5～29人規模では18.9

人（中卒19.4人，高卒17.8人）となっている（第25表）。

第25表 新規学卒者の規模および学歴別離職状況 (人)

規 模	卒 者					
	42 年			43 年		
	計	男	女	計	男	女
500人以上	7.7	10.3	6.4	8.4	10.7	7.1
100～499人	10.4	13.9	8.1	12.2	17.8	8.7
30～ 99人	14.2	14.9	13.5	18.8	16.1	21.8
5～ 29人	23.0	27.3	17.3	19.4	15.6	23.9

規 模	高 卒 者					
	42 年			43 年		
	計	男	女	計	男	女
500人以上	9.7	10.3	6.4	9.8	12.4	7.0
100～499人	11.8	13.9	8.1	12.0	11.9	12.1
30～ 99人	13.0	14.9	13.5	11.3	13.4	10.0
5～ 29人	21.0	27.3	17.3	17.8	21.4	15.8

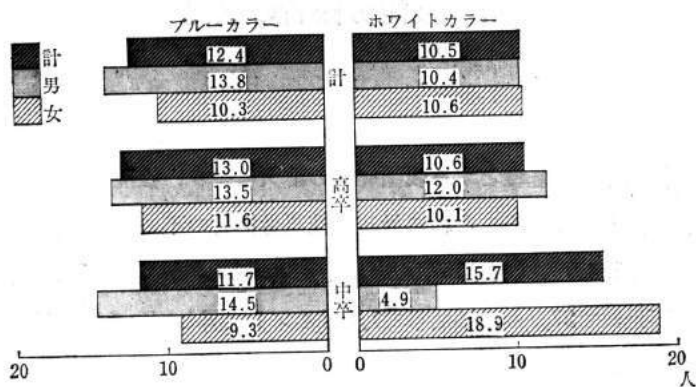
資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) 入職者100人に対する離職者の割合

職業別にみると、ブルーカラー職業では12.4人，ホワイトカラー職業では10.5人と，ブルーカラー職業から離職する者の割合が高い。前年と比べると，ホワイトカラー，ブルーカラーいずれの職業においても離職の割合は低下しているが，ブルーカラー職業での低下がやや大きく，13.9人から12.4人へと1.5人低下した。

学歴別にみると，離職する者の割合は，中卒者ではホワイトカラー職業で高く，高卒者ではブルーカラー職業で高い。男女別にみると，男子の方が離職する割合が高いが，中卒のホワイトカラー女子の離職の割合が18.9人で，著しく高いのが目立っている（第10図）。

第10図 新規学卒者の職業別離職状況



資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) ホワイトカラー職業とは専門的・技術的・管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者

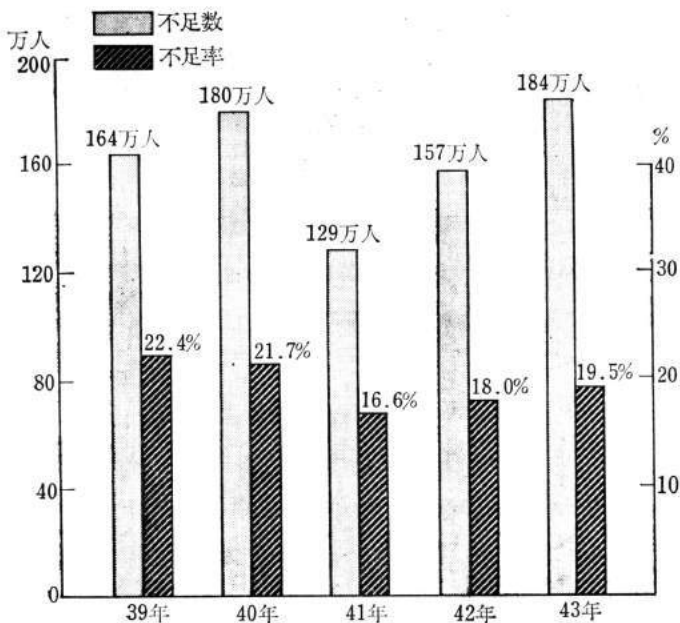
ブルーカラー職業とは採鉱・採石作業者、運輸通信従事者、技能工・生産工程作業者、単純労働者

Ⅳ 技能労働者の状況

1 概 要

近年の技術革新を基軸とする我国経済の拡大により、技能労働力に対する需要は非常に高まっている。これに対し、技能労働者の不足は著しく、43年における不足数は184万人（前年157万人）、不足率は19.5%（前年18.0%）で、前年に比べ不足数で27万人、不足率で1.5ポイント上昇している（第11図）。

第11図 技能労働者の不足数不足率の推移



資料出所 労働省「技能労働力需給状況調査」

2 公共職業訓練

職業訓練法に基づく職業訓練には公共職業訓練と事業内職業訓練とがある。

職業訓練法第二章に基づく公共職業訓練は、一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校、身体障害者職業訓練所において行なわれている。

43年度は407カ所において12万4,000人の規模で行なわれたが、これを前年と比べると訓練所で11カ所増加、訓練生は保合いとなっている。

また、公共職業訓練を受けた訓練生のうち17歳未満の年少者の占める割合は、43年4月末で、一般職業訓練所では65.2%、総合職業訓練所では63.5%となっている。

(1) 一般職業訓練所

一般職業訓練所は基礎的な技能に関する訓練を行なうもので昭和43年度は321カ所（前年316カ所）で、7万1,015人（前年8万1,455人）の規模で訓練が行なわれた。

(2) 総合職業訓練所

総合職業訓練所は雇用促進事業団が設置運営し、求職者に対してだけでなく、現に職場にある労働者に対しても専門的な技能に関する訓練を行なうために設置されており、75カ所（前年69カ所）で、3万2,685人（前年4万540人）の規模で行なわれた。

(3) 職業訓練大学校

職業訓練大学校は雇用促進事業団が設置し、職業訓練に関する調査研究を行ない、訓練指導員を養成することを主たる任務として東京都に設置されており、710人（前年630人）の規模で訓練が行なわれた。

(4) 身体障害者職業訓練所

身体障害者職業訓練所は身体に障害があって、他の職業訓練所において訓練を受けることが困難である者に対して設置されており、全国10カ所で1,560人（前年1,520人）に対し訓練が行なわれた。

3 事業内職業訓練

事業内職業訓練は、事業主が、その雇用する労働者に対し、企業が必要とする技能を習得させるもので、企業自身の責任と負担において実施されている。

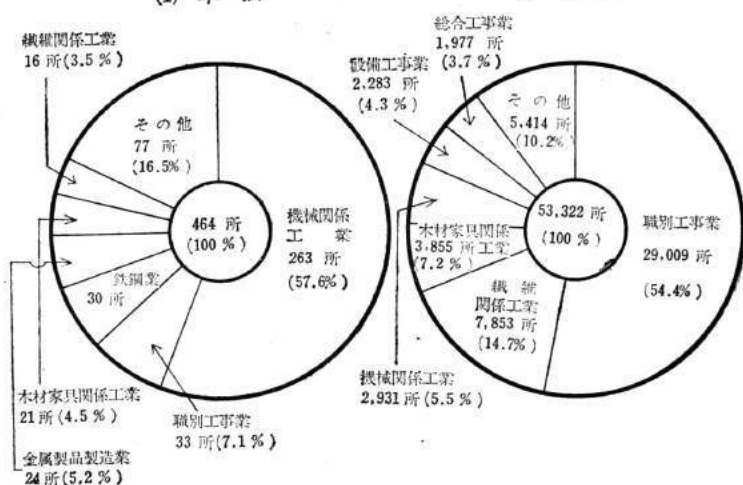
事業内職業訓練により、優秀な技能労働者が効果的に養成されるよう、国は基準を定め都道府県知事が事業主からの申請に基づき、この基準に適合するものである旨を認定することになっている。この認定を受けたものを認定職業訓練という。認定職業訓練の基準は、教科、訓練期間、設備、訓練指導員の数、及び試験等について定められている。

昭和43年4月現在、認定職業訓練の実施事業所は、単独で行なっているもの464事業所（前年410）、共同職業訓練実施団体702団体（前年609団体）で、構成事業所数5万3,322カ所、となっている。訓練生総数は8万4,317人（前年8万4,157人）で、その内訳は、単独職業訓練生が28.5%、共同職業訓練生71.5%となっている。

第12図 認定職業訓練実施事業所の産業別状況

(1) 単 独

(2) 共 同



資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

(1) 実施事業所の状況

認定職業訓練実施事業所の産業別状況を、単独、共同別にみると、単独では機械関係工業、共同では職別工事業がそれぞれ最も多くなっている（第12図）。

規模別にみると、単独では500人以上の大企業が約6割を占め、共同では15人未満の零細企業が約9割を占めている（第26表）。

第26表 認定職業訓練実施事業所の規模別状況

規 模	計		単 独		共 同	
	事業所数	構 成 比	事業所数	構 成 比	事業所数	構 成 比
1 ～ 4人	34,565所	64.3%	1所	0.2%	34,564所	64.8%
5 ～ 14人	12,935	24.0	3	0.6	12,932	24.3
15 ～ 99人	5,195	9.7	68	14.7	5,127	9.6
100 ～ 299人	556	1.0	59	12.7	497	0.9
300 ～ 499人	166	0.3	49	10.6	117	0.2
500人以上	369	0.7	284	61.2	85	0.2
計	53,786	100.0	464	100.0	53,322	100.0

資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

(2) 訓練生の状況

認定職業訓練生の状況を産業別にみると、職別工事業が3万2,564人で総数の38.6%を占め最も多い（第13図）。

訓練生数を事業所の規模別にみると、単独では500人以上の大規模事業所に

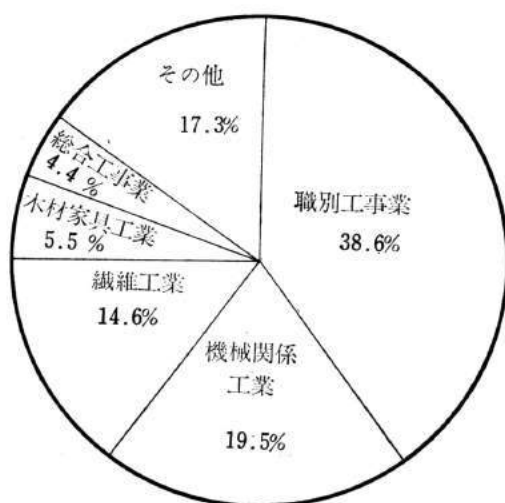
第27表 事業所規模別訓練形態別訓練生の構成比 (%)

規模別	訓練形態別	計	単 独	共 同
1 ～ 4人		23.9	0.0	33.4
5 ～ 14人		26.8	0.1	37.5
15 ～ 99人		17.0	3.6	22.4
100 ～ 299人		4.4	4.3	4.4
300 ～ 499人		2.3	4.6	1.3
500人以上		25.6	87.4	1.0
計		100.0	100.0	100.0

資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

約 9 割，共同では，15 人未満の零細企業に約 7 割がそれぞれ集中している（第 27 表）。

第13図 認定職業訓練生の産業別構成比

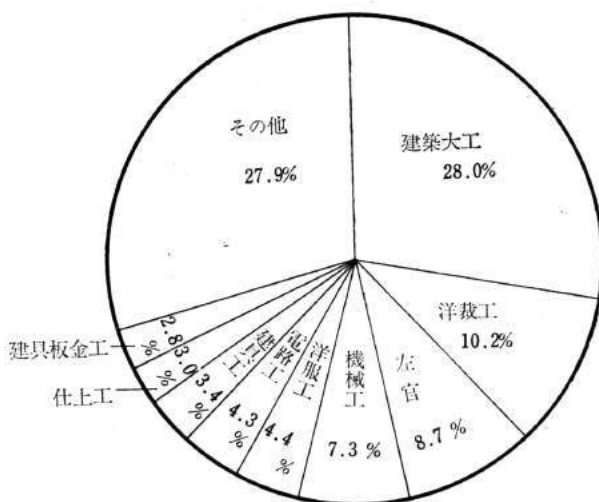


資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

さらに職種別にみると，建築大工の 2 万 3, 593 人が最も多く総数の 28.0 % を占め，次いで洋裁工，左官，機械工等の順となっている（第14図）。

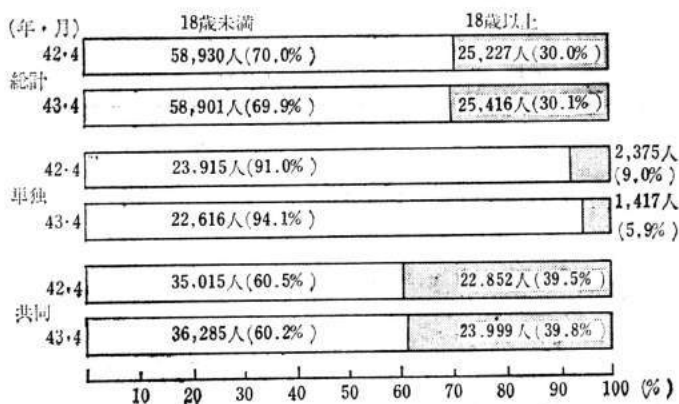
訓練生を18歳以上と18歳未満にわけてみると，18歳未満の年少訓練生は 5 万 8, 901 人で総数の 69.9 % を占めている。訓練形態別にみると，単独で 94.1 %，共同では 60.2 % となっており，単独は共同に比べて若年者の割合が非常に高くなっている（第15図）。

第14図 認定職業訓練生の職種別構成比



資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

第15図 認定職業訓練生の年齢構成



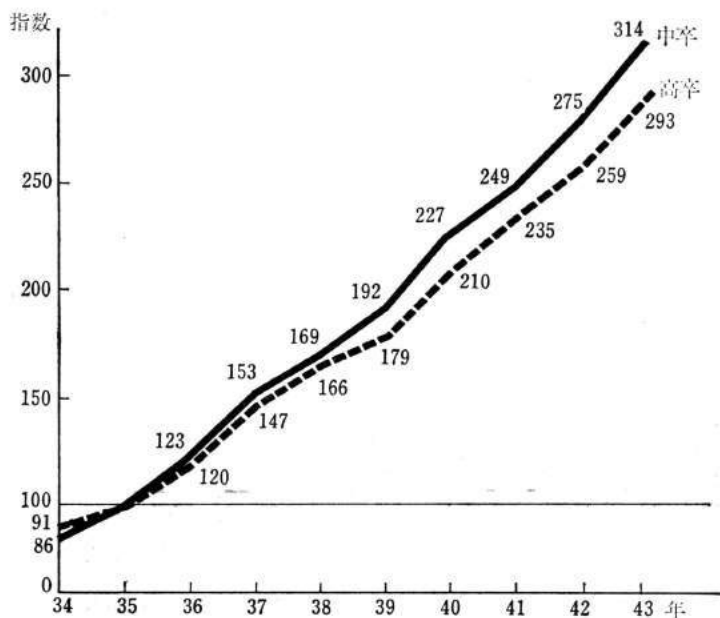
資料出所 労働省「認定職業訓練実施状況報告書」

V 労働条件

1 初任給

昭和43年3月新規学卒者の初任給は、中、高卒とも前年をうわまわる上昇傾向を示した（第16図）。

第16図 学歴別初任給の上昇指数



資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の初任給調査」

(注) 昭和35年を100とする

まず中卒者の初任給（中位数，以下同じ）をみると，1万7,722円で，男子が1万7,817円，女子が1万7,684円で，前年を大幅に上回っている。対前年上昇率は，14.2%（前年10.2%）で，前年に比べて4ポイント上回っている。

一方、高卒者の初任給は2万1,049円で、男子が2万1,999円、女子が2万414円で、中卒に比べ男女の格差が大きい。対前年上昇率は、13.2%（前年8.6%）で、いままでにない著しい伸びをみせた（第28表）。

第28表 学 歴 別・性 別 初 任 給 (円)

年 次	中 卒 者			高 卒 者		
	計	男	女	計	男	女
昭和43年3月	17,722 (14.2)	17,817 (15.0)	17,684 (13.9)	21,049 (13.2)	21,999 (14.6)	20,414 (12.7)
昭和42年3月	15,519 (10.2)	15,490 (9.8)	15,529 (10.4)	18,587 (8.6)	19,199 (9.4)	18,117 (8.9)

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の初任給調査」

(注) 内は対前年上昇率

産業別にみると、中卒では、前年同様運輸・通信業が最高で2万266円、最低も、サービス業の1万5,462円となっており、最高と最低の差は114:87（産業計を100とした場合、以下同じ）となっている。

高卒では、最高は、運輸・通信業（前年同様）で2万2,546円、最低は鉱業（前年はサービス業）の1万7,506円で、最高と最低の差は、107:83となっている（第29表）。

第29表 初 任 給 の 産 業 別 格 差 (産業計=100)

産 業	中 卒 者		高 卒 者	
	昭和42年	43 年	42 年	43 年
鉱 業	90	92	99	83
建 設 業	99	94	101	99
製 造 業	100	100	101	103
卸 売 業・小 売 業	97	99	97	96
金 融・保 險・不 動 産 業	104	105	101	99
運 輸 通 信 業	112	114	103	107
電 気・ガ ス・水 道 業	110	105	100	97
サ ー ビ ス 業	82	87	93	90

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の初任給調査」

さらに事業所の規模別にみると、中卒では、前年と異なり、100～499人規模における初任給が最高（前年500人以上規模）で、最低は10～29人規模（前年同様）である。

高卒では、前年同様500人以上の規模が最も高く、最低も10～29人となっており、対前年上昇率は、大規模事業所ほど高く、規模別格差は、増大の傾向にある（第30表）。

第30表 規 模 別 初 任 給 (円)

規 模	中 卒 者			高 卒 者		
	計	男	女	計	男	女
500人 以 上	17,788 (13.7)	17,912 (15.1)	17,762 (13.4)	22,307 (14.5)	23,254 (14.8)	21,530 (14.5)
100 ～ 499人	17,804 (14.4)	18,101 (16.3)	17,730 (13.9)	21,153 (13.0)	21,906 (13.9)	20,101 (13.0)
30 ～ 99人	17,492 (14.1)	17,768 (14.6)	17,214 (13.3)	20,483 (12.1)	21,075 (12.7)	20,030 (11.5)
10 ～ 29人	17,172 (14.0)	17,218 (14.1)	17,069 (13.4)	19,651 (9.1)	20,628 (9.9)	19,027 (9.8)

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の初任給調査」

(注) ()内は対前年上昇率

地域別の状況をみると、中卒者では、前年同様南関東が1万8,303円で最も高く、以下京阪神が1万8,159円、山陽1万7,751円、東海1万7,750円、と続き、一方、低いのは、南九州1万4,670円、東北1万5,109円で、最高と最低の差は、100対80（前年100対78）となっている。

また、高卒者についても、中卒者と同様に最も高いのは南関東の2万1,865円で、以下、高い順に、京阪神2万1,810円、近畿2万1,261円、東海2万1,203円と続き、最低は、山陰1万6,852円となっており、最高と最低の差は、100対77（前年100対83）で、地域間の格差はやや拡大の傾向がみられる（第31表）。

2 賃 金

昭和43年の労働者の平均賃金（定期給与額＝毎月きまって支給する給与）は4万3,200円で、18歳未満では2万円、18歳以上20歳未満では2万4,700円、20

第31表 初任給の地域別格差

地 域	卒 者						卒 者					
	昭35年		42 年		43 年		35 年		42 年		43 年	
	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100	全 国最 高 =100
全 国	100	93	100	97	100	97	100	95	100	97	100	96
北海道	86	80	86	84	87	84	93	88	93	90	87	84
東 北	76	71	82	79	85	83	83	79	88	86	87	84
北関東	84	78	97	94	99	96	86	82	95	92	95	92
南関東	105	93	103	100	103	100	104	99	103	100	104	100
北 陸	96	89	99	96	98	95	92	87	93	90	92	89
東 海	97	90	101	98	100	97	99	94	101	98	100	97
近 畿	95	88	100	97	99	96	95	90	100	97	101	97
京阪神	108	100	102	99	102	99	105	100	102	99	104	99
山 陰	78	73	90	88	98	95	76	72	85	83	80	77
山 陽	85	79	99	97	100	97	88	84	98	95	97	94
四 国	77	72	98	95	97	94	81	77	89	87	91	88
北九州	73	68	88	85	93	90	83	79	92	90	92	89
南九州	74	69	80	78	83	80	79	73	88	85	85	81

資料出所 労働省「昭和43年3月新規学卒者の初任給調査」

(注) 地域区分は次のとおり

東北（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）北関東（茨城，栃木，群馬，山梨，長野）南関東（埼玉，千葉，東京，神奈川）北陸（新潟，富山，石川，福井）東海（岐阜，静岡，愛知，三重）近畿（滋賀，奈良，和歌山）京阪神（京都，大阪，兵庫）山陰（鳥取，島根）山陽（岡山，広島，山口）四国（徳島，香川，愛媛，高知）北九州（福岡，佐賀，長崎，大分）南九州（熊本，宮崎，鹿児島）

歳以上24歳未満では万3万1,200円である。

対前年上昇率は，全労働者で19.3%（前年9.4%），18歳未満の場合は22.0%（前年6.5%），18歳以上20歳未満の場合は19.9%（前年10.2%），20～24歳の場合は17.3%（前年8.6%）で，各年齢層とも，著しく上昇している。

性別にみると18歳未満では男子2万900円，女子1万9,300円，18～19歳では男子2万7,800円，女子2万2,100円，20～24歳では男子3万5,700円，女子2万5,700円となっており，全般的に女子は男子より低く，しかも男女の格差は年齢が進むにつれ，広がる傾向にある。

産業別にみると、18歳未満では運輸通信業が最も高く2万4,400円、以下建設業、不動産業、製造業、金融・保険業と続いており、最も低いのは電気・ガス・水道業の1万8,100円である。産業間格差は運輸通信業を100とすると、電気・ガス・水道業は74で、かなりの開きがみられる。

次に18～19歳の者をみると、最も高いのは鉱業、建設業、運輸通信業で2万7,600円、最も低いのは卸売業・小売業の2万2,500円である。格差は、最高を100とすると卸売業・小売業は82となり、18歳未満の場合より差は小さくなっている（第32表）。

第32表 青少年労働者の産業別男女別平均賃金および格差 (円)

産業	年齢 区分	18 歳 未 満				18 ～ 19 歳			
		産業別 格差※	計	男	女	産業別 格差※	計	男	女
鉱 業		79	19,300	20,800	14,400	100	27,600	33,400	18,600
建 設 業		92	22,500	22,700	17,700	100	27,600	30,100	20,000
製 造 業		82	19,900	20,900	19,300	91	25,200	28,600	22,300
卸売業・小売業		75	18,200	18,500	17,700	82	22,500	24,800	21,100
金 融・保険業		82	19,900	23,200	19,100	86	23,600	24,500	23,400
不 動 産 業		84	20,400	22,900	19,900	86	23,600	27,200	22,300
運 輸 通 信 業		100	24,400	24,800	24,000	100	27,600	29,300	24,800
電気ガス水道業		74	18,100	19,100	15,800	90	24,900	25,800	21,800

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) ※印は最高を100とする

企業規模別にみると、大規模になるほど高くなっている（第33表）。

第33表 青少年労働者の規模別男女別平均賃金

(円)

企業規模	年齢 性別	18 歳 未 満			18 ～ 19 歳		
		計	男	女	計	男	女
1,000人以上		20,700	21,700	20,300	26,400	29,700	23,800
100 ～ 999人		19,700	20,600	19,100	24,200	27,000	21,800
10 ～ 99人		19,500	20,700	17,900	23,100	26,500	20,200
計		20,000	20,900	19,300	24,700	27,800	22,100

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

3 労働時間、休日

(1) 労働時間

労働省の調査によると、43年度の週当たり所定労働時間の分布状況をみると、週48時間未満の事業所45.0%，48時間の事業所53.0%，48時間以上の事業所3.8%であるが、48時間未満とする事業所の割合は年々増加しており、48時間および48時間以上とする事業所の割合は減少している。

産業別にみると、所定労働時間が48時間未満とする事業所の多い産業は、電気・ガス・水道業、金融・保険業、不動産業で、建設業、運輸通信業、製造業、鉱業では、48時間およびそれ以上のものが過半数である（第34表）。

第34表 産業別週所定労働時間別事業所数の割合

(%)

産 業	計	時間分 ～ 39.59	40.00	40.01 ～ 41.59	42.00	42.01 ～ 44.59	45.00	45.01 ～ 47.59	48.00	48.01 ～
調 査 産 業 計	100.0	3.2	1.0	2.4	9.0	7.5	8.7	13.2	53.0	2.0
鉱 業	100.0	7.8	—	—	19.4	9.9	5.3	4.5	53.1	—
建 設 業	100.0	0.4	0.2	0.4	5.8	8.5	6.1	6.1	72.4	0.1
製 造 業	100.0	1.0	0.2	1.3	8.7	6.3	9.2	17.1	55.9	0.3
卸売業・小売業	100.0	2.7	1.3	1.9	6.3	7.7	11.7	11.7	49.7	7.0
金 融・保険業	100.0	27.4	6.2	14.7	10.9	25.4	5.1	8.1	2.2	—
不 動 産 業	100.0	39.0	—	17.5	4.0	0.5	—	—	37.0	2.0
運 輸 通 信 業	100.0	3.0	2.0	0.3	16.0	1.9	5.8	3.9	59.9	7.2
電気・ガス・水道業	100.0	1.8	23.4	70.5	4.3	—	—	—	—	—

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」

さらに規模別にみると大規模事業所ほど所定労働時間が短くなっている（第35表）。

18歳未満の年少労働者の保護のため労働基準法は労働時間の制限・残業・深夜労働の禁止等を定めているので、年少者の場合、所定労働時間の短縮が直ちに総労働時間の短縮につながると考えられる。

(2) 休 日

第35表 規模別週所定労働時間別事業所数の割合

(%)

企業規模	年	計	時 ・ 分 39.59	40.00	40.01 ～ 41.59	42.00	42.01 ～ 44.59	45.00	45.01 ～ 47.59	48.00	48.01 ～
調査産業計	42	100.0	3.0	1.3	2.1	7.9	6.7	7.6	10.8	56.8	3.8
	43	100.0	3.2	1.0	2.4	9.0	7.5	8.7	13.2	53.0	2.0
5,000人～	42	100.0	15.7	1.6	14.3	32.7	12.6	1.4	5.2	16.2	0.3
	43	100.0	14.2	2.0	16.0	34.6	18.2	1.8	7.9	5.0	0.3
1,000～4,999	42	100.0	17.2	5.1	9.8	26.0	11.3	10.0	8.0	10.7	1.9
	43	100.0	18.5	2.9	11.3	25.7	13.0	9.2	7.6	11.8	—
500～	42	100.0	3.4	1.2	1.9	15.6	9.1	17.5	17.5	33.4	0.4
999	43	100.0	6.7	1.4	5.2	15.3	21.4	15.1	10.6	24.1	0.2
100～	42	100.0	2.8	1.5	2.6	7.8	9.4	11.0	13.1	49.2	2.6
499	43	100.0	3.2	2.0	2.0	9.5	10.8	11.5	14.4	46.2	0.4
30～	42	100.0	1.1	0.8	0.5	4.4	4.5	5.3	9.7	68.8	4.9
99	43	100.0	1.0	0.2	0.9	5.4	3.6	7.0	13.6	65.1	3.2

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」

第36表 産業別週休制の実施方法別事業所数の割合

(%)

産 業	計	週 休		週 休 2 日 制			その 他 の 週 休 制
		1 日制	1 日半制	計	完全週 休 2 日 制	その他の週 休 2 日 制	
調 査 産 業 計	100.0	89.2	5.5	2.8	0.1	2.7	2.5
鉱 業	100.0	88.7	6.8	—	—	—	4.5
建 設 業	100.0	82.8	4.8	0.1	—	0.1	12.3
製 造 業	100.0	95.2	1.2	2.7	0.1	2.6	0.9
卸売業・小売業	100.0	89.4	6.0	1.7	0.2	1.5	2.9
金 融・保 険 業	100.0	39.9	46.6	13.5	—	13.5	—
不 動 産 業	100.0	80.0	2.5	—	—	—	17.5
運 輸 通 信 業	100.0	92.6	2.7	2.2	0.1	2.1	2.5
電気・ガス・水道業	100.0	21.7	60.7	2.0	—	2.0	15.6

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」

まず週休についてみると、週休1日制をとる事業所が最も多く、89.2%、以下週休1日半制5.5%、週休2日制2.8%、その他2.5%となっている。

産業別にみると、週休1日制は電気・ガス・水道業が21.7%、金融・保険業

が39.9%である他は、80～90%を示している。週休1日半制は電気・ガス・水道業が60.7%とひとときわ高く、次いで金融・保険業の46.6%であり、他の産業は1～7%で少ない。週休2日制は、金融・保険業の13.5%が目立ち、他の産業での採用率は極めて低い（第36表）。

規模別にみると、週休1日半制、週休2日制は、大規模事業所ほど多い（第37表）。

第37表 規模別週休制の実施方法別事業所数の割合

(%)

企業規模	合計	週休 1日制	週休 1日半制	週休2日制			その他の週休 制
				計	完全週休 2日制	その他の週 休2日制	
調査産業計	100.0	89.2	5.5	2.8	0.1	2.7	2.5
5,000人～	100.0	50.4	31.9	17.6	0.9	16.7	0.1
1,000～4,999	100.0	69.6	19.3	10.1	0.2	9.9	1.0
500～999	100.0	84.6	10.6	3.9	0.6	3.3	0.9
100～499	100.0	87.9	6.4	4.3	0.1	4.2	1.4
30～99	100.0	93.9	2.1	0.6	—	0.6	3.4

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」

第38表 週休以外の年間休日日数別事業所数の割合

(%)

企業規模	年	合計	週休以外の休日あり						週休以 外の休 日なし
			計	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20日～	
調査産業計	42	100.0	94.6	10.1	26.7	27.8	27.0	3.0	5.4
	43	100.0	97.1	8.3	26.5	22.4	34.4	5.5	2.9
5,000人～	42	100.0	99.7	0.5	7.2	30.8	52.7	8.5	0.3
	43	100.0	97.4	0.3	2.4	9.9	75.3	9.5	2.6
1,000～4,999	42	100.0	99.6	6.7	5.5	26.4	54.1	6.9	0.4
	43	100.0	98.5	6.7	5.9	18.1	64.0	3.8	1.5
500～999	42	100.0	98.8	2.0	15.6	27.2	49.4	4.6	1.2
	43	100.0	99.5	1.9	13.3	15.2	61.5	7.6	0.5
100～499	42	100.0	93.9	6.8	18.6	31.7	33.1	3.7	6.1
	43	100.0	97.7	5.2	16.5	25.2	42.9	7.9	2.3
30～99	42	100.0	94.0	13.1	34.5	26.0	18.5	1.9	6.0
	43	100.0	96.4	11.0	35.5	22.7	23.1	4.1	3.6

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」

次に週休以外の休日についてみると、前年に比べ、週休以外の休日のない事業所が減少し、年間休日15日以上の実業所が30.0%から39.9%へと9.9ポイントの増加を示した（第38表）。

4 住込労働者

住込みという就労形態は、労働者が事業場内または事業主の自宅内に居住し、事業主と寝食を共にして就労するというもので、家族的経営の色彩の強い小零細規模事業場に多くみられる。

従業員5人未満の零細規模事業場のうち、住込年少労働者（18歳未満）の最も多いのはサービス業で住込率は76.8%にのぼり、卸売業・小売業がこれに次いでいる。男女別にみると、女子が住込率、住込労働者数ともに男子を上回り、特にサービス業の女子の住込率は79.6%の高率である（第39表）。

第39表 性別および産業別年少者の住込率

（事業規模5人未満）

産業別 性別	産 業 計			製 造 業		
	総 数	住 込 者	住 込 率	総 数	住 込 者	住 込 率
総 数	86,528人	58,250人	67.3%	7,936人	3,744人	47.1%
男	37,750	22,926	60.7	6,128	2,840	46.3
女	48,778	35,324	72.4	1,808	907	50.0

	卸 売 業・小 売 業			サ ー ビ ス 業		
	総 数	住 込 者	住 込 率	総 数	住 込 者	住 込 率
総 数	23,670人	12,990人	54.7%	45,690人	35,130人	76.8%
男	12,810	7,260	56.6	9,620	6,410	66.6
女	10,860	5,730	52.5	36,070	28,720	79.6

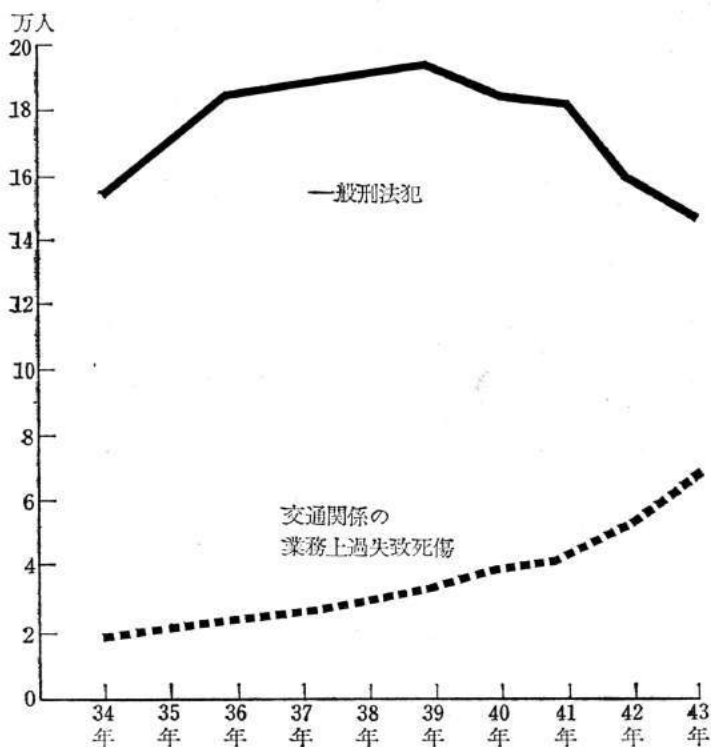
資料出所 労働省「毎月勤労統計労災特別調査」

VI 青少年労働者の非行

1 犯 罪

昭和43年中に 警察に検挙された一般刑法 犯少年（業務上過失致死を除く）は、14万7,354人で、前年より1万3,026人減少している。一般刑法犯は、昭和39年をピークに、漸減の傾向を示している。

第17図 刑法犯少年の推移



資料出所 警察庁「昭和43年の犯罪」

これに対し、交通関係の業務上過失致死傷は、年々増加の傾向にあり、昭和43年においても、前年より1万6,450人の増加となっている(第17図)。

過去5年間ににおける一般刑法犯少年総数中にしめる有職少年の割合をみると、昭和42年までは年々増加していたが、昭和43年においては、やや減少した(第18図)。

第18図 一般刑法犯少年(触法少年を含む)の学職別割合推移 (%)

	総人員	小学生以下 ↓	中学生	高校生	有職無職その他	大学・各種学校	
昭和39年	195,269人	9.7	38.2	14.3	24.8	12.0	1.1
40年	184,927人	9.5	34.3	16.1	25.8	12.7	1.7
41年	182,255人	8.7	30.1	15.9	29.0	14.2	2.2
42年	160,380人	9.2	28.1	16.2	30.1	13.7	2.6
43年	147,354人	10.5	27.6	16.5	29.7	13.6	2.8

資料出所 警察庁「昭和43年の犯罪」

第40表 一般刑法犯少年総数(触法少年を含む)の学職別人口比の推移
(1,000人率)

年次	小学生		中学生		高校生		有職少年	
	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比
昭和39年	18,944人	3.6	74,581人	11.5	27,966人	6.7	48,343人	12.7
40	17,556	3.5	63,380	10.6	29,833	6.5	47,630	12.2
41	15,766	3.2	54,798	9.9	28,967	6.5	52,776	12.1
42	14,798	3.1	45,138	8.6	25,969	6.0	48,344	11.5
43	15,480	3.3	40,614	8.1	24,314	6.0	42,841	10.8

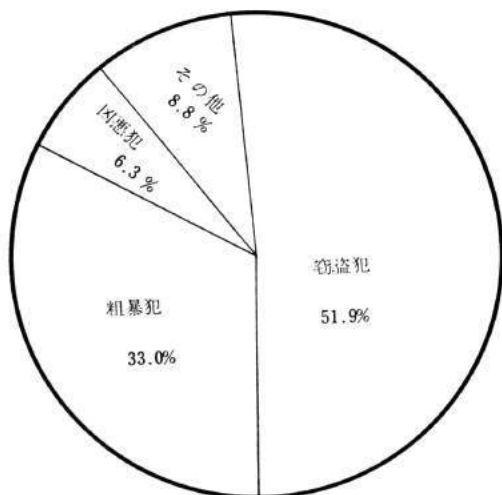
- 資料出所 1 一般刑法犯少年人員は警察庁「昭和39年～43年の犯罪」による。
 2 小学生人口は文部省「学校基本調査」4学年～6学年在籍人口による、
 中学生・高校生人口は文部省「学校基本調査」による。
 3 有職少年は、総理府「労働力調査」15～19歳就業者数による。

更に学職別人口1,000人に対する一般刑法犯少年の割合をみると、例年、有

職少年が最も高く、昭和43年においても、10.8で、中学生8.1、高校生6.0、小学生3.3に比べ、高率となっている（第40表）。

一般刑法犯有職少年を罪種別にみると、窃盗犯が最も多く51.9%，次いで粗暴犯33.0%，凶悪犯6.3%の順になっている（第19図）。

第19図 有職少年の一般刑法犯総数の罪種別構成



資料出所 警察庁「昭和43年の犯罪」

また、一般刑法犯少年の各罪種に占める有職少年の割合をみると、凶悪犯、粗暴犯の悪質罪種では、各々、54.7%，49.5%と、半数前後を占めている。

（注）犯罪少年とは、14歳以上20歳未満で罪を犯した者をいい、触法少年とは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

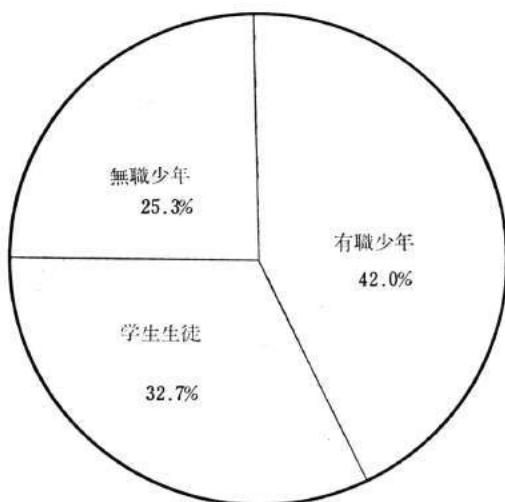
2 家 出

警察庁が昭和43年4月1日から1カ月間、13都道府県において行なった「家出少年発見保護活動強化月間」の実施結果によると、3,958人の家出少年を発見保護しており、前回（昭和42年3月20日～4月20日）に比較すると、185人（4.9

%)の増加を示している。

このうち、有職少年は1,661人で、全体の42.0%を占め、依然として比率が高い(第20図)。

第20図 家出少年の学職別割合



資料出所 警察庁「家出少年発見保護活動強化月間の実施結果」

有職少年の家出の原因、動機をみると、職場関係に原因あるものが39.1%を占めており、なかでも、「仕事が性格にあわない」「仕事がつらい」「上司、同僚間の不和」が目立っている(第41表)。

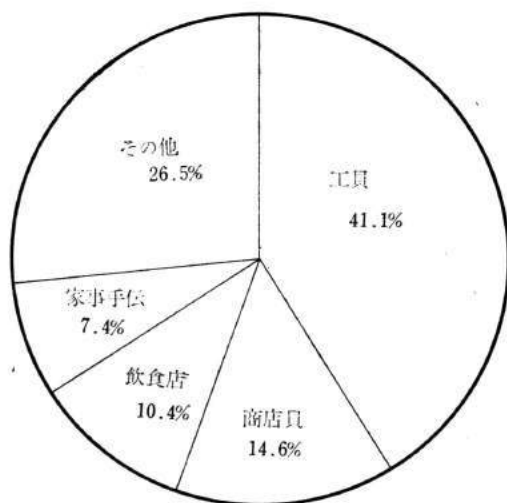
第41表 有職少年の家出の原因動機ベストテン

順位	原因・動機	比率	順位	原因・動機	比率
1	仕事が性格にあわない	13.4%	6	家庭内の不和	6.9%
2	遊びぐせがついて	12.6	7	家で叱られて	5.4
3	仕事がつらい	9.6	8	上司同僚間不和	4.9
4	都会にあこがれて	8.5	9	賃金が安い	3.3
5	異性を求めて	8.2	10	放浪癖	2.2

資料出所 警察庁「家出少年発見保護活動強化月間の実施結果」

有職家出少年の職業別では、工員が41.1%で最も多く、商店、飲食店、喫茶店等の接客従業員も目立っている（第21図）。

第21図 有職家出少年の職業別構成比



資料出所 警察庁「家出少年発見保護活動強化月間の実施結果」

男女別では、男子57.8%、女子42.2%で、男子の比率が高い。

家出に伴い、離職した事業所の規模をみると、30人未満の小規模事業所から離職した少年が、総数の61.9%を占めており、小規模事業所ほど家出する少年が多くなっている（第42表）。

第42表 家出に伴い離職した事業所の規模別構成比

規 模	比 率
5人未満	24.3%
5～9人	16.5
10～29人	21.1
30～99人	17.5
100～499人	12.0
500人以上	8.3
計	100.0

資料出所 警察庁「家出少年発見保護活動強化月間の実施結果」

さらに、有職少年の家出の回数をみると、就職前に家出をしたことがなく、就職後初めて家出したものが総数の75.3%を占めている（第43表）。このことは、就職して間もない精神的にも不安定な青少年労働者に対する定着指導の重要性を示しているものとして注目される。

第43表 有職少年の家出の回数

家 出 の 回 数	比 率
初 め て	75.3%
2 回	14.8
3 回	5.8
4 回	1.5
5 回 以 上	2.8
計	100.0

資料出所 警察庁「家出少年発見保護活動強化月間の実施結果」

3 離転職と非行化

総理府青少年局の調査によると、全国少年院に在院する非行勤労青少年のうち、就職後、少年院に入院するまでに、転職経験のない者はわずか11.0%にすぎず、大多数は転職経験をもっている。5回以上の頻回転職者が30.9%おり、離職、転職の多さは、非行勤労青少年の顕著な特徴であると言えよう（第44表）。

第44表 非行勤労青少年の転職 (人)

性 別	男	女	計
な し	98 (10.5)	11 (11.8)	109 (10.6)
1 回	103 (11.0)	10 (10.8)	113 (11.0)
2 ～ 4 回	452 (48.2)	38 (40.9)	490 (47.6)
5 回 以 上	284 (30.3)	34 (36.6)	318 (30.9)
計	937 (100.0)	93 (100.0)	1,030 (100.0)

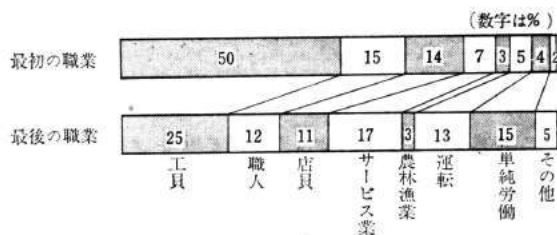
資料出所 総理府「非行勤労青少年の転落過程に関する研究」（43年5月）

（注）（ ）内は%を示す。

同じ調査によって、非行勤労青少年が最初に就いた職業と最後に就いた職業について、比較してみると、最初に就いた職業は工員が最も多く50%、以下、

店員、職人などが多い。最後の職業では、サービス業、単純労働、運転助手など大幅に増加し、無職も増えている（第22図）。

第22図 非行勤労青少年の転職による職種の変化



資料出所 総理府「非行勤労青少年の転落過程に関する研究」(43年5月)

Ⅶ 青少年労働者の意識

1 社会に関する意識

まず青少年労働者が、現在どんなことに興味を持っているかを、総理府の調査でみると、男子労働者では、「就職・仕事」「学生運動」に関心を持ち、女子労働者では、「結婚・恋愛」「就職・仕事」に多く関心をもっている。男女共、事務職員よりも工場労働者の方が、概して国際情勢や国内の各種社会情勢に対する関心は低い（第45表）。

第45表 青少年労働者の関心事 (MA) (%)

性別	職業	関心事											計 (MT)
		国際 情勢	外防 衛問 交題	ベ戦 トナ ム争	学生 運 動	国内 政 治	経済 問題	進学 ・勉 強	就職 ・仕 事	結婚 ・恋 愛	そ の 他	なわ から ない	
男	事務職員	21.1	11.5	23.8	35.0	18.8	23.3	3.9	40.1	21.4	1.4	6.1	206.3
	工場労働者	10.5	6.0	20.8	23.1	12.2	12.9	2.4	43.8	20.6	1.2	14.9	168.4
女	事務職員	8.4	2.7	20.7	27.9	9.4	8.4	3.1	39.4	48.1	1.9	8.7	178.8
	工場労働者	4.6	1.5	17.1	16.9	6.8	7.6	1.7	39.8	46.7	1.4	15.4	159.4

資料出所 内閣総理大臣官房広報室、総理府青少年対策本部「青少年のマス・コミ（特にテレビ）との接触状況調査」（16歳以上25歳未満の未婚者を対象。43年10月実施）結果より青少年労働者のみを取り出した。

次に、権利と自由に関する青少年労働者の意識をみると、(a)「個人の自由や権利は人間にとってなによりも大切なものだから、どんな時でもまっさきに尊重しなければならない」という者が最高を占め、(b)「世の中は、もちつもたれつなので、お互いに自由や権利を尊重し合った方がとくだ」という者が続いている。この傾向は、学生についても言える（第23図）。

また、法律についての青少年労働者の意識をみると、(c)「法律は社会生活をスムーズに進めていくために定められたものだから、どんなことがあっても絶

第23図 青少年の権利と自由に関する意識

		(イ) こだわ らない	(ロ) 尊重する	(ハ) 無意味だとく だ	(ニ) 不明	(%)
総	数 3,460人	20.9	40.5	4.1	26.6	7.9
家 業 (含 自 営)	農 林 漁 業 152人	11.8	39.5	3.9	25.7	19.1
	商 務 職 166人	25.3	29.5	4.8	34.3	6.0
	事 務 職 932人	23.4	39.7	3.4	27.4	6.1
	労 務 職 (販売サービス) 519人	20.0	42.2	4.8	26.4	6.6
	労 務 職 (生産工程) 533人	19.5	36.0	6.0	29.1	9.4
被 雇 者	学 生 961人	19.6	46.2	3.5	23.0	7.7
	無 職 197人	24.4	34.0	3.0	28.9	9.6

- (イ) 個人の自由や権利などという抽象的なものにこだわらず、そのときどきの状況にあわせてうまくやっていくのがよい。
- (ロ) 個人の自由や権利は人間にとって何より大切なものだから、どんな時でもまっすぐに尊重しなければならない。
- (ハ) お互いに自分の権利や自由を主張し合えばぶつかるに決っているし、ぶつかれば力による解決しかない。だから個人の権利や自由の尊重などといっても無意味なことだ。
- (ニ) 世の中はもちつもたれつなので、お互いに自由や権利を尊重し合った方がとくだ。

資料出所 総理府「現代青少年の意識と行動の特質に関する研究」(18歳以上25歳未満を対象 43年12月実施)

対に守らなければならない」と考える者が最高を占め、とくに事務職、販売サービス従事者のいわゆるホワイトカラー職種従事者は、他職種や学生に比しても高率を占めている。次に、(ロ)「法律がすべて正しいとはいえないが、なるべく違反しないようにうまくふるまった方がとくだ」という者が続き、この両者をあわせ、生産工程作業で約70%、ホワイトカラー職種の77%前後が、法律

を守ろうという意識を表明している（第24図）。

第24図 青少年の法律に関する意識

		調査人員 数	(イ) 絶対守る	(ロ) うまくふるまう	(ハ) 縁がない	(ニ) 束縛され れない	不明
総		3,460人	39.3	34.1	14.2	9.6	(%)
家 業 (含 自 営) 被 雇 者	農 林 漁 業	152人	29.6	31.6	25.0	10.5	
	商 務 職	166人	39.2	38.6	15.1	4.2	
	事 務 職	932人	44.0	32.2	12.9	7.9	
	労 務 職 (販売サービス)	519人	42.8	34.3	12.5	7.3	
	労 務 職 (生産工程)	533人	34.7	34.3	17.6	9.4	
学 生		961人	38.3	35.7	11.3	9.6	
無 職		197人	32.5	32.0	20.3	9.6	

- (イ) 法律は社会生活をスムーズに進めていくために定められたものだから、どんなことがあっても絶対に守らなければならない。
- (ロ) 法律がすべて正しいとはいえないがなるべく違反しないようにうまくふるまった方がとくだ。
- (ハ) 法律などというものは自分の生活にとってあまり縁がないから、深く考えたことはない。
- (ニ) 法律は大人や支配者たちにもっとも都合よいようにつくられたものだから、それに束縛されることはない。

資料出所 総理府「現代青少年の意識と行動の特質に関する研究」（18歳以上25歳未満を対象 43年12月実施）

2 職業に関する意識

青少年労働者の現在の仕事への興味の有無について、労働省婦人少年局が行なった調査（20歳未満の青少年労働者を対象）にすると、興味が「ある」と答

えたものは40.7%、「ない」と答えたものは17.5%、「何ともいえない」が41.8%である。

興味がある理由をみると、「自分にあっている」が約半分、「変化がある」「自分が生かせる」が約2割で、「社会的意義がある」が1割である。同様に、「興味がない」理由をみると、「単調である」「自分にあわない」が各々、約4割、「仕事の社会的価値が低い」が1割である。

勤続年数が長くなると仕事に興味をもつものが減少する（第46表）。

第46表 青少年の仕事への興味の有無 (%)

勤 続 年 数	青少年総数	興味がある	興味がない	何とも云えない
青 少 年 総 数	100.0	40.7	17.5	41.8
6 ケ 月 未 満	100.0	45.5	13.0	41.5
6 ケ 月 ～ 1 年	100.0	45.7	14.2	40.1
1 ～ 2 年	100.0	39.3	18.9	41.8
2 ～ 3 年	100.0	33.4	23.7	42.9
3 年 以 上	100.0	32.4	21.6	46.0

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」
(43年10月実施)

次に、職場での悩みについてみると、職場で悩みある青少年は、62.1%にのぼっている。その内容をみると、「上司、仲間の人間関係」が約半分、次が、「労働時間、給料など」の約4割である。

事業所規模別にみると、大企業では、「上司、仲間の人間関係」に悩んでいるものが多く、小企業では、「労働時間、給料など」に悩んでいるものが多い（第47表）。

これからの職業生活については、「会社で働き、自分にあった仕事をやっていたい」と考えるものが45.5%で最も多く、以下、「技術者、技能者になりたい」「独立して自営業主になりたい」「免許資格のいる職業につきたい」と続いている。

規模別にみると、大企業では、「会社で働き、自分にあった仕事をやってい

第47表 青少年の職場での悩み

(%)

規 模	悩みのある 青少年 数	労働時間 給料など	上司、仲 間の人間 関係	学歴が重 視される こと	適正な配 置	取った資 格が評価 されない	その他
悩みのある 青少年数	100.0	39.8	53.6	4.2	9.4	3.2	9.1
1,000人以上	100.0	32.4	63.5	4.7	11.7	7.3	5.7
500～999人	100.0	28.7	67.9	6.3	7.0	2.5	8.4
100～499人	100.0	39.1	53.6	5.8	11.6	2.9	8.8
30～99人	100.0	46.9	47.4	2.1	9.0	3.2	7.8
5～29人	100.0	48.6	39.1	1.9	6.5	1.2	15.1

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」
(43年10月実施)

(注) 1人で2つ以上回答しているの、各項目の計は100をこえる。

たい」が多く、小企業では、「独立して自営業主になりたい」が多い(第48表)。

第48表 青少年のこれからの職業生活の考え方

(%)

規 模	青少年 総 数	会社(工場)で働 き、早く高 地位につ きたい	会社(工場)で働 き、自 分にあった 仕事をして いたい	会社(工場)で働 き、賃金 がもらえ ればよい	技術者技 能者の歩 みみたい	独立し て自営 業主に なりた い	免許資 格のい い職業 につ きたい	職業生 活には 夢も希 望もな い	その他
青少年総数	100.0	4.1	45.5	3.3	17.5	14.0	12.1	2.6	5.6
1,000人以上	100.0	5.0	48.2	3.6	21.7	9.2	8.7	2.7	4.1
500～999人	100.0	5.9	46.7	3.2	13.2	7.6	20.3	2.4	3.7
100～499人	100.0	3.5	49.8	3.1	16.9	10.9	12.4	1.6	6.1
30～99人	100.0	3.6	45.7	3.1	18.1	16.7	10.4	2.8	6.1
5～29人	100.0	3.1	36.2	3.6	18.0	23.9	9.6	3.7	6.7

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」(43年10月実施)

(注) 1人で2つ以上回答しているの、各項目の計は100をこえる。

3 生活に関する意識

仕事と余暇に関する青少年労働者の意識をみると、「労働時間中は仕事にうちこみ、余暇は余暇で楽しむ」というわりきり型が圧倒的に多い(第49表)。

現在の生活態度については、(イ)「適当に楽しみ、適当に努力する」が最も多く、(ロ)「将来のために努力する」が続いている。但し、男子労働者中、事務職

員の場合は、(ロ)が最も多い(第50表)。

第49表 青少年の仕事と余暇の考え方

(%)

性 別	青少年総数	仕事が生 きがい、余 暇は二の次	労働時間 中は仕事に うちこみ、余 暇は余暇で 楽しむ	余暇を楽し むことが生 きがい、仕事 は生活の 手段	そ の 他	不 明
青少年総数	100.0	1.5	88.7	8.3	1.3	0.2
男	100.0	2.8	82.9	12.5	1.7	0.1
女	100.0	0.8	92.0	5.9	1.1	0.2

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」
(43年10月実施)

第50表 青少年の現在の生活態度

性・職業・学校			(総数)	(イ)現在の生 活を楽しむ	(ロ)将来のた めに努力 する	(ハ)適当に楽し み、適当に 努力する	該当なし 明
数			(人)	%	%	%	%
総			(7,686)	17.8	38.4	40.6	3.1
男	無職	全日制高校在学中	(1,094)	15.3	41.3	40.2	3.2
		大学等(昼間)在学中	(425)	14.6	38.4	40.9	6.1
		上記以外	(192)	10.4	51.0	34.4	4.2
	家族業	農業	(152)	11.8	46.7	36.2	5.3
		農業以外	(218)	16.1	45.4	34.9	3.7
	被傭者	事務職員等	(589)	15.8	44.7	37.2	2.4
		工場労働者等	(1,180)	17.1	37.7	42.5	2.7
女	無職	全日制高校在学中	(1,077)	20.9	32.5	44.0	2.6
		大学等(昼間)在学中	(218)	19.3	35.3	43.1	2.3
		上記以外	(493)	20.5	38.1	37.9	3.4
	家族業	農業	(38)	18.4	44.7	31.6	5.3
		農業以外	(123)	22.8	34.1	41.5	1.6
	被傭者	事務職員等	(1,081)	20.6	36.4	40.5	2.4
		工場労働者等	(806)	18.1	36.4	41.7	3.8

資料出所 内閣総理大臣広報室、総理府青少年対策本部、「青少年のマスコミ(特にテレビ)との接触状況調査」(16歳以上25歳未満の未婚者を対象、43年10月実施)

将来の生活目標としては、(ロ)「自分の幸福な生活をきずくために努力すること

第51表 青少年の将来の生活目標

性・職業・学校	(総数)	(4) 国や社会のために働くこと				(5) 自分な生活を楽しむこと				(6) 生活(イ) 社会的に指導的な人になること				(7) 幸福(イ) 社会的に高い人間になること				その他	ない、わからない	計 (MT)
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
男	総数	(7,686)	22.3	60.9	24.0	11.1	48.3	3.2	1.8	4.2	175.9									
	無職																			
	全日制高校在学中	(1,094)	32.4	54.0	23.1	20.7	29.1	7.8	1.8	5.9	175.0									
	大学等(屋間)	(425)	33.9	48.9	23.1	31.3	26.6	7.8	4.0	4.7	180.2									
	上記以外	(192)	28.1	50.0	24.0	17.2	29.2	7.3	4.2	7.3	157.2									
	家族従業員等	(152)	17.8	61.8	31.6	6.6	51.3	1.3	0.7	5.3	176.3									
女	無職																			
	全日制高校在学中	(1,077)	27.5	62.2	21.2	4.9	55.5	1.1	1.4	4.3	178.1									
	大学等(屋間)	(218)	28.0	63.3	18.8	6.9	53.7	2.3	1.8	4.6	179.4									
	上記以外	(493)	13.2	63.9	23.1	3.9	65.5	1.6	1.2	3.2	175.7									
	家族従業員等	(38)	13.2	55.3	28.9	—	71.1	—	—	—	168.4									
	被雇用者	(123)	11.4	63.4	22.0	8.9	61.0	1.6	—	4.1	172.4									
男	無職																			
	全日制高校在学中	(1,077)	27.5	62.2	21.2	4.9	55.5	1.1	1.4	4.3	178.1									
	大学等(屋間)	(218)	28.0	63.3	18.8	6.9	53.7	2.3	1.8	4.6	179.4									
	上記以外	(493)	13.2	63.9	23.1	3.9	65.5	1.6	1.2	3.2	175.7									
	家族従業員等	(38)	13.2	55.3	28.9	—	71.1	—	—	—	168.4									
	被雇用者	(123)	11.4	63.4	22.0	8.9	61.0	1.6	—	4.1	172.4									
女	無職																			
	全日制高校在学中	(1,077)	27.5	62.2	21.2	4.9	55.5	1.1	1.4	4.3	178.1									
	大学等(屋間)	(218)	28.0	63.3	18.8	6.9	53.7	2.3	1.8	4.6	179.4									
	上記以外	(493)	13.2	63.9	23.1	3.9	65.5	1.6	1.2	3.2	175.7									
	家族従業員等	(38)	13.2	55.3	28.9	—	71.1	—	—	—	168.4									
	被雇用者	(123)	11.4	63.4	22.0	8.9	61.0	1.6	—	4.1	172.4									

資料出所 内閣総理大臣広報室、総理府青少年対策本部「青少年のマスコミ(特にテレビ)との接触状況調査」(16歳以上25歳未満の未婚者を対象43年10月実施)

と」が最も多く、(㊦)「幸福な家庭をつくること」が続いている。但し、女子労働者中、事務職員の場合は、(㊦)が最も多い。学生と比べ、青少年労働者では、(イ)「国や社会のためにつくす人間になること」を生活目標とする者は少なく、また、社会の指導的立場や名声を目標としているものも少ない（第51表）。

Ⅶ 青少年労働者の保護と福祉

1 労働基準法に基づく監督指導の実施

労働基準法は年少者の特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等について特別の制限規定を設け、全国344カ所の労働基準監督署が監督を実施している。

43年1月から12月までに定期監督を実施した事業場数、23万4,493のうち、17万7,718事業場において基準法違反が発見された。このうち年少労働者に関

第52表 定期監督実施状況

産 業	定期監督 実施事業場 (a)	(b)のうち 違反のあ った事業 場 (a)	違反のあ った事業 場の割合 $(\frac{a}{b}) \times 100$ %	年少労働者に関連する主要法令 条項違反事業場			
				総 数	労働 時 間	休 日	深夜業
全 産 業 総 数	234,493	177,718	75.8	141,961	7,939	2,875	670
主要産業別 { 製 造 業	94,839	73,988	78.0	66,734	5,802	1,645	441
土 木 建 設 業	87,435	64,232	73.5	61,476	303	240	23
商 業	12,526	10,992	87.8	3,553	1,102	570	77
接客・娯楽業	1,973	1,795	91.0	952	232	152	49

産 業	年少労働者に関連する主要法令条項違反事業場						
	最低年齢	就業制限	危 害 防 止		寄 宿 舎		
			安全基準	衛生基準	自 治	安 全	衛 生
全 産 業 総 数	163	1,031	107,058	9,798	4,543	5,430	2,454
主要産業別 { 製 造 業	58	502	47,493	8,108	1,495	928	262
土 木 建 設 業	14	434	51,960	848	1,813	3,837	2,004
商 業	70	5	512	188	657	315	57
接客・娯楽業	16	4	141	27	162	132	37

資料出所 労働省「監督業務実施状況」

係がある法令条項違反の状況をみると、14万1,961事業場で違反が発見され、最も多いのは、安全基準に関するもので10万7,058事業場（75.4%）、次いで衛生基準に関するもの9,798事業場（6.9%）、労働時間に関するもの7,939事業場（5.6%）となっている（第52表）。

また、43年における労働災害による死傷者数のうち、休業8日以上を要する傷病者及び死亡者についてみると、全産業で38万6,443人で、そのうち18歳未満の年少労働者の死傷者数は1万388人で全体の2.7%を占めている。これを産業別にみると、製造業6,589人（63.4%）、建設業2,404人（23.1%）、運輸業405人（3.9%）の順となっている（第53表）。

第53表 産業別労働災害発生件数の推移

産 業	昭和39年		40年		41年		42年		43年	
	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満
総 数	428,558	18,850	408,331	16,961	405,361	14,783	394,627	12,336	386,443	10,388
製 造 業	160,324	14,099	149,550	12,002	145,302	10,075	145,520	8,135	144,748	6,589
鉱 業	41,930	111	42,349	119	39,593	104	34,512	85	30,076	54
建 設	120,420	2,265	113,444	2,485	117,036	2,531	111,389	2,492	109,722	2,404
運 輸	26,849	900	28,275	836	30,990	763	31,667	532	32,562	405
貨物取扱	33,399	301	29,730	296	26,324	186	25,776	159	24,380	121
林 業	24,788	172	22,486	179	22,137	148	20,968	130	18,149	124
そ の 他	20,848	1,002	22,497	1,044	23,979	976	24,795	803	26,806	691

資料出所 労働省労働基準局調べ

- (注) 1 労働基準法施行規則57条により年末までに報告された死亡および休業8日以上を要する傷病の発生件数である。
2 産業区分は、労働基準法8条による。

2 年少労働者福祉員の活動

労働省では、昭和33年から中小企業における年少労働者の福祉の増進をはかるために、中小企業団体に年少労働者福祉員（以下「福祉員」という）を自主的に設置するよう勧奨している。設置された福祉員には、労働大臣から奨励状を交付するとともに、資料提供、福祉員連絡協議会、福祉員研究講習会等の開催など、その自主的な活動に対し協力援助を行なっている。福祉員数は、昭和

43年7月1日現在1万8,300人である。

最近、年少労働者の労働条件は、若年労働力不足等を反映してかなり改善されてきているが、反面、著しい技術革新の進展、都市化現象等は、年少労働者の職業生活、社会生活をますます複雑化し、とくに社会生活、いわゆる職場外生活において福祉員等による指導、援助を必要とする問題が多く、このため、43年度は年少労働者のグループの健全育成、福祉施設の開放促進、職業生活設計の樹立援助等を重点に指導援助を行なった。

昭和43年度における福祉員の活動例の主なものは、次のとおりである。

- イ 使用者および使用者の主婦等に対する年少労働者の扱い方の指導
- ロ 年少労働者のための教養・実務講座の開催
- ハ 各種スポーツ・映画・絵画鑑賞・旅行等レクリエーションの実施
- ニ 最低賃金制の実施、週休制の徹底その他の労働条件の改善、労働環境の整備に関する啓発
- ホ 各種社会保険・交通災害保険への加入、労災・失保事務組合の設立促進等
- ヘ 年少労働者等からの相談の受理、その解決のための指導・援助
- ト 新入従業員歓迎・激励会、成人式、優良従業員の表彰等の実施
- チ 勤労青少年ホーム等余暇活動施設の設置推進、共同宿舍の建設推進、学校等の体育施設の開放促進
- リ 年少労働者のグループ活動に関する援助・指導
- ス 年少労働者の職業生活設計樹立援助

3 産業カウンセリング制度

労働省では、技術革新に伴う人間疎外に対し、職場適応を高める要請等にこたえるため、昭和39年以降「産業カウンセリング制度」の普及導入を促進している。

この産業カウンセリング制度は、主として専門的技法を習得したカウンセラーによって、心身ともに成長過程にある年少労働者の種々の悩みについて、個

別的に相談に応じ、広い視野からその自主的な解決に援助を与えることを目的としている。

43年度においても、主として中小企業または企業団体に専任あるいは兼任のカウンセラーを設置するよう勧奨するとともに、事業主、管理・監督者に対するカウンセリング精神涵養の啓発のため、またカウンセラーの資質向上のため、次のように実施した。

イ 産業カウンセリング制度普及懇談会

年少労働者を多く雇用している中小企業団体の役員、労務担当者に、本制度の必要性を理解させ、導入及び運営の実際、その問題点を検討することにより、その普及導入を促進することを目的として、各婦人少年室で1～2回開催した。

ロ 産業カウンセラー養成講習会

東京と大阪において各2回、それぞれ6日間の日程で開催し、約50名ずつ200名が受講した。

ハ 産業カウンセリング研修会

東京において前記養成講座修了者ですでに1年以上相談業務に携わっている者約30名に対し、より高度の専門的知識を与え、その資質の向上をはかるため、研修を行なった。

4 青少年労働者の余暇活動の振興

(1) 余暇の現状

近時、労働時間の短縮により、勤労青少年の余暇時間の比重も高まり、余暇の過ごし方が、重要視されてきている。

労働省の調査によると、青少年の平日の平均自由時間は、3時間29分であり、休日は10時間以上が3分の2である。

労働省が実施した「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」から、勤労青少年の余暇利用の現状をみると、まず「おけいごとをしています

か」の質問に対し、「している」青少年は45.1%で、そのうち多いのは、男子では、定時制通信制高校、自動車運転、女子では、お茶お花、和洋裁である(第54表)。

第54表 学校・おけいごとをしている青少年 (%)

性 別	している 青少年数	定時制通 信制高校	お 茶 お 花	料理	和洋裁	自動車 運 転	職業訓 練施設	簿記珠 算 等	編物	その他
している 青少年数	(45.1) 100.0	27.2	34.7	7.0	24.9	3.9	2.8	2.6	7.8	16.1
男	(26.6) 100.0	52.3	0.2	0.7	0	15.1	9.5	2.9	0	24.6
女	(55.5) 100.0	20.3	44.0	8.7	31.7	8.6	1.0	2.5	9.9	13.8

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」(43年10月実施)

(注) 1 () 内は調査青少年総数に対する割合

2 1人で2以上回答しているので、各項目の合計は100をこえる。

また、最近半年間に旅行、ハイキング等をした青少年は、約9割で、その内訳をみると、旅行が最も多く、約6割、ついで海水浴、ドライブとなっている(第55表)。

第55表 半年間に旅行・ハイキングをした青少年 (%)

規 模	旅行など した青少 年 数	観光旅行	ドライブ	海水浴	キャンプ	登山ハイ キング	その他
旅行など した青少 年 数	(86.6) 100.0	62.1	34.0	49.1	16.7	30.2	5.6
1,000人以上	(91.5) 100.0	52.7	34.6	54.2	23.6	42.4	6.5
500～999人	(88.1) 100.0	58.7	29.4	44.0	16.8	38.0	5.1
100～499人	(87.6) 100.0	61.1	38.9	54.0	19.2	31.7	7.8
30～99人	(84.4) 100.0	66.3	32.5	48.6	13.4	24.0	3.6
5～29人	(83.4) 100.0	68.3	32.3	43.3	11.8	19.3	4.9

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」(43年10月実施)

(注) 1 () 内は調査青少年総数に対する割合

2 1人で2以上回答しているので各項目の計は100をこえる。

一方、余暇をどのように過したいかをみると、「旅行、ハイキング等をしたい」「気のあった友人と過したい」が多く、男子では、「スポーツをしたい」女子では、「おけいこごとをしたい」が最も多い(第56表)。

第56表 青少年の余暇の過ごし方についての意識 (%)

性 別	青少年総数	仕事を学 びた役立 つこと	おけいこ （茶花手 芸など）	読書の研 究にたい する興味	写真など の詩作	球技など のスポーツ	人との交 渉の仕方	旅行、キ ャーなど	収入のあ る仕事	休養した い
青少年総数	100.0	12.9	37.7	21.6	18.9	34.1	41.7	51.4	6.5	25.9
男	100.0	17.6	1.0	17.0	23.6	51.4	42.0	49.8	6.5	27.5
女	100.0	10.2	58.6	24.3	16.2	24.3	41.5	52.3	6.5	24.9

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」(43年10月実施)
(注) 1人で2以上回答しているので各項目の計は100をこえる。

青少年労働者が「余暇活動のために、手軽に利用できる場所があるか」については、「ある」と答えたものは、約半数である。

その内容は、体育関係が多く45%、文化関係は約3割で、これらの施設の7割は、会社、工場の施設で、市町村の公立施設を利用しているものは、約2割である。

また、会社、工場の施設を利用しているものは、大規模事業所に多く、小規模事業所に働く青少年では、公共施設、商業娯楽施設を利用する者が多い（第57表）。

(2) 勤劳青少年ホーム

勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という）は、福祉施設にめぐまれない中小企業に働く青少年（25歳未満）に、憩い、趣味、教養等余暇善用の場を与え、働く青少年の健全な育成をはかるとともに、中小企業の労働生産性の向上に資することを目的として設置された施設である。

この施設は、国の設置補助により地方公共団体が設置運営することになっている。施設設置の基準は、A級（人口15万人以上の都市）とB級（人口5万人以上の都市）とに分け、A級は鉄筋コンクリート造り、延べ650平方メートル

第57表 手軽に利用できる余暇活動の場所

(%)

規 模	「ある」と答えた青少年	体 育 関 係					文 化 関 係				
		小計	会社工場	他の会社	市町村	その他	小計	会社工場	他の会社	市町村	その他
「ある」と答えた青少年	(50.2)	(44.9) 100.0	70.2	2.1	21.0	15.4	(28.3) 100.0	72.6	1.1	18.9	13.3
1,000人以上	(69.2)	(61.9) 100.0	86.5	1.1	13.3	5.2	(49.1) 100.0	85.4	0	13.2	5.9
500～999人	(68.1)	(62.2) 100.0	85.7	2.1	9.2	10.2	(43.4) 100.0	85.8	1.7	11.3	7.9
100～499人	(54.3)	(47.9) 100.0	74.5	3.5	19.6	15.2	(33.9) 100.0	79.6	1.6	15.4	11.7
30～99人	(37.3)	(33.9) 100.0	55.8	1.7	33.0	20.0	(13.8) 100.0	37.2	0.7	40.7	24.1
5～29人	(32.0)	(27.5) 100.0	26.1	0.9	40.5	35.1	(11.2) 100.0	14.4	1.1	42.2	44.4

資料出所 労働省「青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査」(43年10月実施)

(注) () 内は調査対象者総数に対する割合

以上(国庫補助1施設当たり750万円)、B級はコンクリートブロック造り、延べ600平方メートル以上(国庫補助1施設当たり550万円)である。設備としては、A・B級共通で、軽運動設備、ホール、講習室、図書室、音楽室、集会室、娯楽談話室、相談室、浴室またはシャワー設備、その他ホームが実施する各種事業に必要な設備を設けることになっている。

ホームが行なう主な事業は、次のとおりである。

- イ 一般教養及び実務教育に関する講演会・講習会・座談会の開催
- ロ 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導等の保護及び指導
- ハ 映画・演劇・音楽会の開催、趣味、教養、娯楽設備及び運動設備の利用等のレクリエーション指導
- ニ グループ活動に必要な講習室、集会室、その他の設備を利用させる事業
- ホ その他中小企業に働く年少労働者の保護及び福祉の増進に必要と認められる事業

ホームの設置数は昭和42年度までに69カ所設置されており、43年度にはさら

に17カ所設置されたので、合計86カ所となった。

ホームの利用状況についてみると、43年度1ホーム1カ月当たり平均利用者は1,000人以上3,000人未満のものが、ホーム全体の約7割以上を占めている。

ホームの利用状況を「ホーム主催の行事への参加」「クラブ活動等による団体利用」「個別利用」の3つに分けてみると、最も多いのは「個別利用」である。

この「個別利用」の内容をみると、卓球、ソフトボール、フォークダンス等体育施設を利用するものが多い。(附表)

(3) 勤労青少年のための福祉施設の開放促進

青少年労働者の余暇活動が活発に行なわれるためには、青少年労働者が余暇時間に気軽にまた費用の負担を少なく利用できる文化・スポーツ等の施設が必要である。今日の現状では、青少年労働者が余暇を健全に利用するための公共福祉施設は、その絶対数の不足、整備の遅れ等、必らずしも満足すべき状態にあるとはいえない。

このため、労働省では、民間企業の福祉施設及び学校の施設を、その目的に支障をきたさない範囲において、とくに福祉施設に恵まれない中小企業等の青少年労働者のために開放を促進することにより、スポーツを中心とした健全な余暇活動の振興をはかるとの趣旨で、43年度より「勤労青少年のための福祉施設開放促進事業」を実施した。

この施設開放促進事業は、都道府県庁の所在地および人口20万人以上の都市における民間企業（原則として従業員300人以上の大企業）の従業員のための福祉施設および学校の施設のうちの体育施設を対象としており、促進業務は各婦人少年室が主体となって推進している。

昭和43年度においては、次のような事業を行なった。

イ 福祉施設設置状況調査

43年の調査対象事業所は約1,450、このうち72%の事業所から回答を得、

そのうち福祉施設を有する事業所のうちですでに他社の従業員にも開放しているのは16.4%で、残る未開放の事業所のうち、今後の開放が期待できるのは1割程度で、中小企業のみならず、大企業においても福祉施設が不足している現状がうかがえた。

学校施設の場合には全国の国・公立小学校の約31%にあたる2万5,080校のうち、45%弱が開放し、中学校の場合には、38%が開放していることが把握できた。

ロ 施設開放を要請するための福祉施設開放促進懇談会

各婦人少年室が県や市等の関係行政機関、勤労青少年福祉施設の職員、事業主、事業主団体、勤労青少年、年少労働者福祉員、婦人少年室協助員等、広い層から参加を得て開催した。

(4) 年少労働者の集団活動団体ほう賞

青少年労働者の余暇におけるグループ活動を奨励するため、昭和40年度より健全なグループ活動を活発に行なっている勤労青少年団体またはその育成を事業内容とする団体に対して、労働大臣ほう賞を与えており、昭和43年には、21の勤労青少年団体と、2つの育成団体にほう賞品を授与した。

(5) 働く青少年の福祉運動

年少労働者の労働保護の啓発のため昭和22年から41年まで実施してきた「働く年少者の保護運動」は、42年から、「働く青少年の福祉運動」として、従来と同様11月1日から10日まで実施している。43年においては、前年にひきつづき、「余暇活動の振興」を目標とし、「グループ活動の推進をはかる」ことを中心に啓発を行ない、次のような各種行事を実施した。

イ 勤労青少年のグループづくり促進に関する懇談会

青少年労働者のグループ・リーダーおよびグループの指導者、事業主、組合代表者による意見交換を行ない、健全なグループ活動の育成、促進および、グループづくりの気運醸成をねらいとしたもので、全国34地区で885人の参加を得て行なわれた。

ロ スポーツ・文化関係の行事

青少年労働者の野球・卓球等のスポーツ大会や作品展示会等の余暇活動行事が行なわれた。

ハ 働く青少年の福祉大会

11月8日の東京都における中央大会のほか、各都道府県ごとに開催され、席上、例年どおり、働く青少年の優秀生活文60篇に対し、労働大臣賞が授与された。

ニ その他

「働く青少年講座」「座談会」「働く青少年をめぐる総合相談」等の諸行事が開かれた。

5 年少労働者の職業生活設計啓発事業

最近の我国経済の成長は著しいものがあるが、技術革新、都市化の進展等に伴い、年少労働者の職業生活も大きく変化している。特に、年少労働者自らが将来の生活設計を樹立しにくい実情から、安易な離転職、非行化等に走る傾向が目立っている。

このような実情にかんがみ、労働省では、年少労働者の長期的な職業生活設計の樹立を援助することにより将来への夢と希望を与え、健全な職業観の形成に寄与するとともに、職場適応を高め、職業人としての成長をはかるため、昭和42年度から「年少労働者の職業生活設計啓発事業」を推進している。

43年度は、職業生活設計啓発のための懇談会の実施を主体とし、職業生活啓発のための資料作成、民間団体等に対する前記懇談会開催の勧奨等を行なった。

なお、労働の意義、15年前の中卒就職者の成長過程の調査に関する資料等を掲載したパンフレット「働く若人の将来」を作成・配布し、職業生活設計樹立のための参考に供した。

6 職場適応対策

(1) 年少就職者相談室

昭和42年度から、公共職業安定所は、年少労働者の職場適応についての専門的な相談及び指導を行なうため、年少就職者相談室を設置し、年少就職者及び事業主に対し、いつでも相談に応じられる体制をとっている。

(2) 「働く青少年手帳」

働く青少年手帳は、年少就職者が少年から青年へ成長する過程において、みずから職業生活への適応に役立て、一方、事業主、関係団体・機関がそれぞれの立場から、青少年を健全な社会人、職業人として育てるための援助を行なう足がかりとするためのものである。

この手帳は、就職先事業所に着任する前に、学校の協力を得て公共職業安定所が交付しており、就職先事業所の名称、所在地、雇用条件、就職経路が記入されているほか、就職者の年齢証明も記入される様式になっており、年少就職者が職業生活、社会生活に必要な事項、利用しうる制度、施設等の概要、困った場合の措置および就職後における問題解決の方法、健康管理について必要な事項等が記載されている。また、これは、年少労働者に適用される旅客運賃割引制度を活用する際の証明等にも使用されている。

なお、この手帳は、43年度においては、新規中学校卒業就職者のみならず、公共職業訓練所の養成訓練修了者、沖縄出身の新規中学校卒業の本土就職者にも交付した。

附 表

勤 労 青 少 年 ホ ー ム 設 置 一 覧

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
北海道	札幌市第1勤労青少年ホーム	札幌市	昭和38	札幌市南4条東4丁目
	滝川市 "	滝川市	41	滝川市字本町268番地
	根室市 "	根室市	"	根室市弥生町2丁目5番地
	帯広市 "	帯広市	"	帯広市西7条南8丁目1番地
	旭川市 "	旭川市	42	旭川市常磐公園地内
	小樽市 "	小樽市	"	小樽市緑町1丁目9番4号
	室蘭市 "	室蘭市	"	室蘭市東町1丁目20の1
	札幌市第2 "	札幌市	43	札幌市北8条西24丁目1番地の1
	稚内市 "	稚内市	"	稚内市大黒町3丁目17番地の12
	北見市 "	北見市	44	北見市常磐町2丁目23
青 森	八戸市 "	八戸市	39	八戸市沼館
	青森市 "	青森市	41	青森市浦町字野脇
岩 手	盛岡市 "	盛岡市	44	盛岡市平山小路76
	北上市 "	北上市	"	北上市幸町68番の1
宮 城	仙台市 "	仙台市	39	仙台市東2番丁
	石巻市 "	石巻市	43	石巻市日和が丘1丁目40番
秋 田	秋田県能代 "	秋田県	36	能代市青葉町5の37
	大館市 "	大館市	40	大館市三の丸
	横手市 "	横手市	41	横手市城西町1番1号
	湯沢市 "	湯沢市	42	湯沢市字内廓町46の2
	大曲市 "	大曲市	43	大曲市大町183番の1
山 形	山形市 "	山形市	43	山形市旅籠町2丁目3番地25号
	上山市 "	上山市	44	上山市長清水字鞍掛226-1
福 島	いわき市平 "	いわき市	39	いわき市平谷川瀬
茨 城	古河市 "	古河市	40	古河市八幡町74
	水戸市 "	水戸市	41	水戸市梅香1丁目2の20
	勝田市 "	勝田市	42	勝田市中央町14番
栃 木	栃木市 "	栃木市	40	栃木市栃木城内
	鹿沼市 "	鹿沼市	41	鹿沼市千年町2,609番地
	足利市 "	足利市	"	足利市東砂原後町1,068
	宇都宮市 "	宇都宮市	43	宇都宮市松原3丁目2,073番の1

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
群 馬	高崎市勤労青少年ホーム 桐生市 "	高崎市 桐生市	昭和42 "	高崎市並榎町123 桐生市織姫1041の1
埼 玉	川口市 " 埼玉県 " 埼玉県川越 "	川口市 埼玉県 "	37 42 43	川口市本町 大宮市高鼻町4丁目130 川越市三久保町18の3番地
千 葉	千葉県 " 船橋市 " 茂原市 " 柏 市 "	千葉県 船橋市 茂原市 柏 市	37 40 41 43	千葉市都町 船橋市夏見町 茂原市千代田町2丁目8の12 柏市根戸高野台467
神奈川	横浜市 "	横浜市	44	横浜市西区老松町24
新 潟	長岡市 " 新潟市 " 高田市 " 三条市 " 十日町市 " 新発田市 " 栃尾市 " 燕 市 "	長岡市 新潟市 高田市 三条市 十日町市 新発田市 栃尾市 燕 市	39 40 41 " 42 43 44 "	長岡市今朝白町 新潟市古町通り 高田市本城町51番地の5 三条市大字三条字ワ号389 十日町市辰甲815の1 新発田市御幸町3丁目1221番地 栃尾市大字栃尾町戊 燕市大字東太田
富 山	富山市 " 高岡市 " 魚津市 " 永見市 "	富山市 高岡市 魚津市 永見市	38 40 43 44	富山市牛島町 高岡市御馬出町 魚津市村木字定坊割 永見市川原新51-3
石 川	小松市立 " 金沢市 "	小松市 金沢市	39 41	小松市御宮町 金沢市本多町3丁目51番地
福 井	福井市 "	福井市	39	福井市左内町
長 野	長野県上田 " 長野県下諏訪 "	長野県 長野県	40 44	上田市大字上田 諏訪郡下諏訪町字下53枚
岐 阜	羽島市 " 多治見市 "	羽島市 多治見市	37 42	羽島市竹鼻町 多治見市弁天町4丁目2番地内
静 岡	浜松市立 " 富士 " 清水市 " 沼津市立 "	浜松市 静岡県 清水市 沼津市	38 41 " 42	浜松市鹿谷町11番2号 富士市石坂字中林456番地 清水市入江984番地 沼津市上香貫住吉町429番地

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
	島田市立勤労青少年ホーム 磐田市 三島市	島田市 磐田市 三島市	昭和43 " 44	島田市4763番地の1 磐田市見付2989番地の2 三島市大宮町1—3409—5
愛 知	愛知県 豊橋市 西尾市 岡崎市 蒲郡市 稲沢市	愛知県 豊橋市 西尾市 岡崎市 蒲郡市 稲沢市	32 41 42 43 44 "	名古屋市西区天神山町 豊橋市鍵田町55番地 西尾市鶴ヶ崎町6番2 岡崎市内上六名町字法屋8番地 蒲郡市竹島町1025 稲沢市小池正明寺地藏寺4500
三 重	三重県 桑名市 四日市	三重県 桑名市 四日市	38 43 44	松阪市殿町 桑名市鍛冶町14番地 四日市大字赤堀字坪田内2615
滋 賀	大津市 彦根市	大津市 彦根市	41 44	大津市打出浜13番22号 彦根市尾来町50番地
京 都	京都市西陣 京都市南	京都市 "	36 42	京都市北区紫野 京都市南区西九条南田町72
大 阪	大阪府立中央 大阪府立 大阪府立豊中 大阪府立阿倍野 守口市 大阪府東大阪市 吹田市	大阪府 大阪府 大阪府 " 守口市 大阪府 吹田市	34 35 40 42 43 44 "	大阪市東区石町 大阪市東区安土町 豊中市北桜塚3丁目1の28 大阪阿倍野区文の里1の11 守口市菊水通4丁目52番地 東大阪市中小阪236の1 吹田市寿町2丁目
兵 庫	姫路市 伊丹市 尼崎市 高砂市	姫路市 伊丹市 尼崎市 高砂市	39 40 41 "	姫路市西延末 伊丹市大鹿角入り 尼崎市尾浜ノド299番地 高砂市高砂町朝日町1番地
和歌山	和歌山市 海南市 田辺市	和歌山市 海南市 田辺市	42 " 43	和歌山市寄合町18番地先 海南市日方1,290 田辺市上屋敷町193番地
島 根	出雲市	出雲市	42	出雲市今市町北本町1丁目7の1
岡 山	井原市 倉敷市児島	井原市 倉敷市	40 44	井原市井原町3,619 倉敷市児島小川2-3293-1

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
広 島	福山市勤労青少年ホーム 府中市 "	福山市 府中市	昭和44 "	福山市草戸町字井上新開2276-1 府中市土生町905
山 口	徳山市 "	徳山市	"	徳山市岐山通2丁目10番地
徳 島	徳島市 "	徳島市	42	徳島市福島1丁目493
愛 媛	新居浜市 " 伊予三島市 "	新居浜市 伊予三島市	39 44	新居浜市金子 伊予三島市宮川4字5反地901
福 岡	北九州市八幡 " 北九州市小倉 "	北九州市 "	35 37	北九州市八幡区桃園町 北九州市小倉区田町
佐 賀	鳥栖市 "	鳥栖市	44	鳥栖市元町1239番地のイ
宮 崎	延岡市 " 都城市 " 宮崎市 "	延岡市 都城市 宮崎市	40 43 44	延岡市野地町 都城市松元町4街区14号 宮崎市神宮町498

昭和45年3月10日 印刷

昭和45年3月28日 発行

青少年労働の現状

年少労働一般資料第28集

発行所 東京千代田区大手町1の7

労働省婦人少年局

印刷所 信毎書籍印刷株式会社

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00738202